

中野区健康福祉総合推進計画

令和6年度（2024年度） ●●➤ 令和10年度（2028年度）
（素案）

令和5年（2023年）10月
中野区

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念、基本方針	2
	(1) 実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿	2
	(2) 「健康福祉都市なかの」の4つの理念	2
	(3) 「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画とSDGsとの関係	6
5	計画策定の経過	6
6	計画の進行管理	7

第2章 中野区の現状、地域福祉を取り巻く状況

1	中野区の現状	10
	(1) 将来人口の推移	10
	(2) 世帯数の推移	10
	(3) 外国人人口の推移	11
	(4) 高齢者人口の推移	11
	(5) 高齢者人口に対する一人暮らし高齢者の割合	12
	(6) 介護保険被保険者数の推移と予測	12
	(7) 介護保険要支援・要介護認定者数の推移と予測	13
	(8) 65歳健康寿命の推移	13
	(9) 65歳以上の認知症有病者の推移	14
	(10) 認知症についての理解度	14
	(11) 日常生活圏域について	15
	(12) 区内介護保険施設等の状況	16
	(13) 介護保険施設等入所者数	17
	(14) 身体障害者手帳所持者数の推移	17
	(15) 愛の手帳所持者数の推移	18
	(16) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	18
	(17) 障害福祉サービス等の支給決定を受けている人数の推移	19
	(18) 区内障害者施設の状況	20
	(19) 定期的に収入がある障害のある人の就労形態	21
	(20) 成年後見申立件数(都、区)の推移	22
	(21) 区長申立件数の推移	23
	(22) 成年後見人等と本人との関係	23
	(23) 成年後見制度の利用者数	24
	(24) 出生数と合計特殊出生率の推移	24
	(25) 被保護世帯、被保護人員及び保護率の推移	25
	(26) 世帯類型別にみた生活保護の被保護世帯	25
	(27) 自身の健康状態	26
	(28) 運動習慣(1回30分以上の連続した運動を週に1~2回以上行っている割合)	26
	(29) 地域活動への参加状況	27
	(30) 近所とのつきあい	28
2	地域共生社会の実現のための地域包括ケアシステムについて	29

第3章 中野区地域福祉計画

1	計画策定の背景・目的	33
2	施策体系と個別施策	34
	施策1 人権の尊重と権利擁護の推進	36
	施策2 暮らしやすい生活環境の整備	41

施策3	健康的な生活習慣の定着	44
施策4	交流の場や機会の充実	48
施策5	地域における支えあい活動の推進	52
施策6	多様な課題を抱えた人への支援	56
施策7	包括的な相談支援体制の充実	60
施策8	適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備	64

第4章 中野区成年後見制度利用促進計画

1	計画改定の背景・目的	71
2	成年後見制度とは	71
3	目標	73
4	施策体系	74
施策1	発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進	76
施策2	本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施	79
施策3	権利擁護に取り組むネットワークの強化	82
施策4	後見人等支援の充実	84
施策5	成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	87

第5章 中野区スポーツ・健康づくり推進計画

1	計画改定の背景・目的	90
2	目標	91
3	計画の施策体系	92
施策1	誰でもスポーツ・健康づくり活動に取り組める環境の整備	93
施策2	スポーツ・健康づくり活動を通じたコミュニティの形成	95
施策3	子どもの運動習慣の定着・体力向上に向けた取組の推進	96
施策4	区内スポーツ団体等との連携、支援	98
施策5	健康的な生活習慣の定着支援	100
施策6	データ分析や健診等による健康づくりの支援	102
施策7	食育の推進	104

第6章 中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

1	計画策定の背景・目的	111
2	計画の基本目標と5つの基本施策	112
3	施策体系	114
4	個別施策	116
基本施策1	総合的な介護予防・生活支援	116
施策1	介護予防・生活支援の推進	117
施策2	生きがいづくりの支援	119
基本施策2	在宅医療と介護の連携	120
施策1	在宅医療・介護連携体制の推進	121
施策2	在宅療養に関する区民への啓発、理解促進	123
基本施策3	認知症対策と虐待防止	124
施策1	認知症とともに暮らすための地域支援体制の構築	125
施策2	高齢者の虐待防止	126
基本施策4	安心して暮らし続けていけるための基盤整備	128
施策1	安心して暮らせる地域の実現に向けた体制整備	129
施策2	介護人材の確保・定着支援	132
基本施策5	介護保険制度の適正な運営	134
施策1	介護保険制度の適正な運営	135
5	介護サービス見込量及び介護保険料について	139

第7章 中野区認知症施策推進計画

1	計画策定の趣旨	142
2	計画の位置づけ及び計画期間	142
3	中野区の現状・見通し	143
4	計画の基本方針と成果指標	146
5	施策及び主な取組	148
	施策1 正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護	148
	施策2 早期発見・早期対応を支える体制	151
	施策3 認知症の人にやさしいまちづくり	153

第8章 中野区障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画

1	計画策定の背景・目的	158
2	計画の目標	159
3	計画の位置づけ	160
4	施策体系	161
I	中野区障害者計画	162
	1 中野区障害者計画の概要	163
	2 障害者施策の課題と主な取組	164
	【課題1】 障害者の権利擁護	164
	施策1 障害を理由とする差別の解消の推進	166
	施策2 障害者虐待防止の取組	168
	施策3 成年後見制度の利用促進	169
	【課題2】 地域生活の継続の支援	170
	施策1 障害特性等に配慮したきめ細かい支援	172
	施策2 相談支援体制の充実・強化	173
	施策3 福祉人材の確保・育成	174
	施策4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	176
	【課題3】 入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援	177
	施策1 施設入所者等の地域移行の推進に向けた取組	179
	施策2 精神障害者の地域移行を支える体制整備	181
	施策3 障害者の地域生活支援拠点	182
	【課題4】 障害者の就労の支援	183
	施策1 就労機会の拡大	185
	施策2 一般就労への支援と定着の取組の強化	186
	施策3 就労継続支援事業所における工賃の向上	187
	【課題5】 障害児支援の提供体制の整備	188
	施策1 障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進	191
	施策2 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等	192
	施策3 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備	193
II	第7期障害福祉計画	194
	1 成果目標（令和8年度の目標設定を行う主要項目）	195
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	195
	(2) 精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築	196
	(3) 地域生活支援の充実	197
	(4) 福祉施設から一般就労への移行	198
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	199
	(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	200
	2 事業及び必要な量の見込み	201
	(1) 訪問系サービス	201
	① 居宅介護	201
	② 重度訪問介護	202
	③ 同行援護	203

④	行動援護	204
⑤	重度障害者等包括支援	205
(2)	日中活動系サービス	206
①	生活介護	206
②	自立訓練（機能訓練）	207
③	自立訓練（生活訓練）	208
④	就労選択支援	209
⑤	就労移行支援	210
⑥	就労継続支援（A型）	211
⑦	就労継続支援（B型）	212
⑧	就労定着支援	213
⑨	療養介護	214
⑩	短期入所	215
(3)	居住系サービス	217
①	自立生活援助	217
②	共同生活援助（グループホーム）	218
③	施設入所支援	220
(4)	相談支援	221
①	計画相談支援	221
②	地域移行支援	222
③	地域定着支援	223
(5)	地域生活支援事業	224
①	相談支援事業	225
②	意思疎通支援事業	227
③	日常生活用具給付等事業	229
④	移動支援事業	231
⑤	地域活動支援センター事業	233
⑥	日中一時支援事業	234
⑦	訪問入浴サービス事業	235
⑧	重度訪問介護利用者の大学等修学支援	236
⑨	重度障害者等就労支援特別事業	237
⑩	点字・声の区報等発行事業	238
⑪	手話通訳者養成等事業	239
⑫	生活訓練等事業（デイケア）	241
Ⅲ	第3期障害児福祉計画	242
1	成果目標（令和8年度の目標設定を行う主要項目）	243
(1)	障害児の地域社会への参加・包容の推進	243
(2)	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	243
(3)	重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置	244
(4)	障害児通所支援の質を向上させるための取組	245
2	事業及び必要な量の見込み	246
(1)	児童発達支援	246
(2)	放課後等デイサービス	247
(3)	保育所等訪問支援	248
(4)	医療型児童発達支援	249
(5)	居宅訪問型児童発達支援	250
(6)	障害児相談支援	251

第9章 資料編

1	第10期中野区健康福祉審議会委員名簿	254
2	審議会の検討経過	256

3	中野区健康福祉審議会条例、中野区健康福祉審議会条例施行規則	259
4	用語解説	264

第1章

計画の基本的な考え方

01 計画の基本理念、基本方針

中野区では、区民の誰もが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活を営めるまち「健康福祉都市なかの」の実現を目指して、平成16年（2004年）3月に健康福祉都市を宣言しました。

「中野区健康福祉総合推進計画」は、区が区民とともに目指す「健康福祉都市なかの」の実現に向けて、理念や基本目標、取組内容等を区民の皆さまにお示しし、中野区における健康福祉を計画的に推進していくことを目的としています。

（1）実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿

区民の誰もが、心身ともに健やかで、
個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち
そのために必要な保健福祉のサービスが、
公私のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち

（2）「健康福祉都市なかの」の4つの理念

「健康福祉都市なかの」は、以下の4つの理念によって形づくられます。

- 人間性の尊重と権利の保障
高齢者、障害のある人、子どもをはじめとしたすべての区民の人間性が尊重され、権利が守られ、その人らしく生活できる地域社会であること
- 個人の意思と自己決定の尊重
区民一人ひとりが、自らの意思に基づいた選択や自己決定が尊重される地域社会であること
- 自立生活の推進
区民の誰もがいつまでも健康で、一人ひとりが持っている能力を十分発揮しながら自立した生活が営める地域社会であること
- 区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進
区民や町会・自治会等の地域団体、保健福祉サービスの提供事業者、非営利活動団体、関係団体、区など、さまざまな主体が適切な役割分担のもとで連携、協働する地域社会であること

(3)「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標

「健康福祉都市なかの」を実現するため、以下の4つの基本目標を「中野区健康福祉総合推進計画」及び「地域福祉計画」の基本目標として定めます。



基本目標1 誰もが安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが自らの意思に基づき必要なサービスを選択し、いきいきと生活ができる社会を目指します。

誰もが安心して暮らせるよう、本人の意思に基づく選択と権利を尊重するとともに、生活の基盤となる住まいが確保され、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすい」まちづくりを進めます。



基本目標2 健康でいきいきとした生活の継続

子どもから高齢者まで、誰もが健康でいきいきとした暮らしを持続できる地域社会を目指します。

年齢にかかわらず、健康でいきいきとした生活を継続できるよう、区民一人ひとりが、主体的に、健康の維持・増進に取り組むとともに、地域で何らかのつながりや役割を持って、積極的に社会参加していくことができるよう、支援していきます。



基本目標3 みんなで支えあうまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが公的なサービスだけではなく、互いに支えあい、助け合い暮らしていける地域社会を目指します。

地域における見守りや多職種連携により、支援が必要な人が把握され、地域の中でも、支えたり、支えられたりする関係がつくられるよう支援し、みんなで支えあうまちをつくれます。



基本目標4 住み慣れた地域での生活の継続

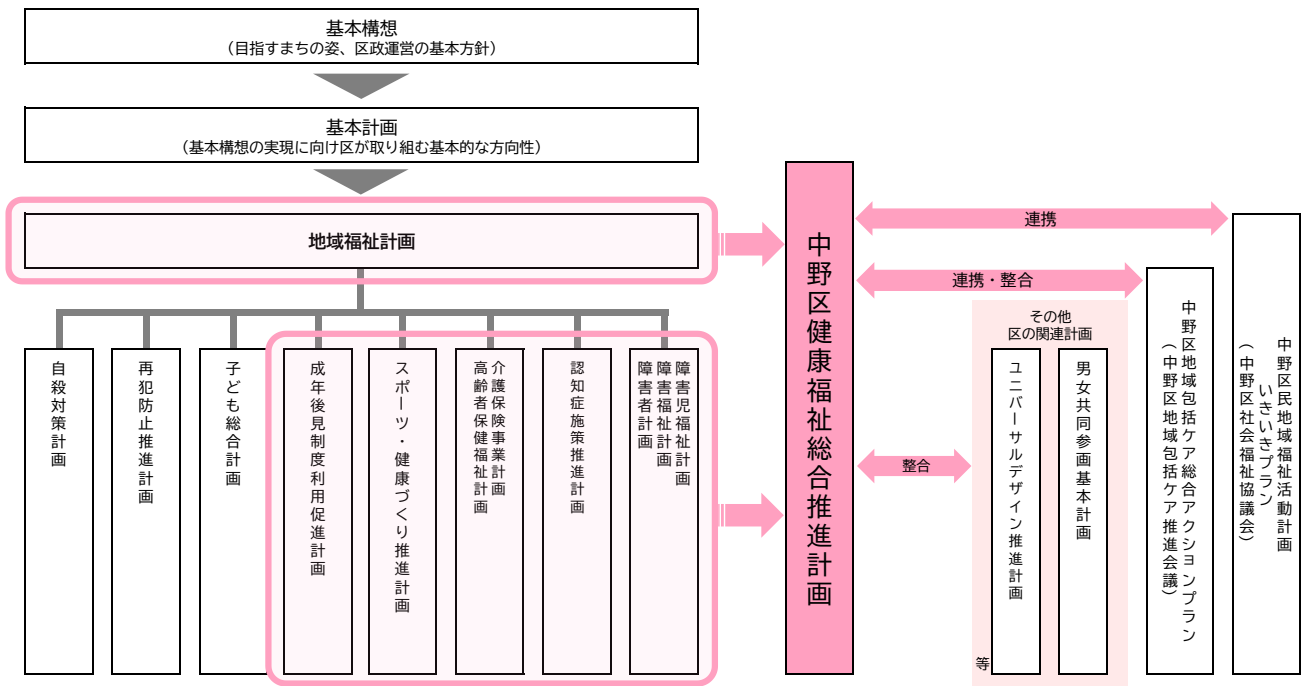
子どもから高齢者まで、誰もが病気や介護が必要な状態になっても、様々なサービスを受けながら生活できる地域社会を目指します。

何か課題を抱えた時に、在宅もしくは住んでいる地域で適切な支援につながるよう、地域社会全体で相談支援体制や医療・生活支援体制等のセーフティネットを形成し、住み慣れた地域で生活を継続できる環境をつくれます。

02 計画の位置づけ

「中野区健康福祉総合推進計画」は、区政全般にわたる総合的な計画として定めた「中野区基本計画」に基づく健康福祉に関する個別計画であり、以下の9つの計画を包含する総合的な計画として位置付けます。また、「中野区地域福祉計画」は、福祉分野の上位計画であり、各個別計画に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針です。

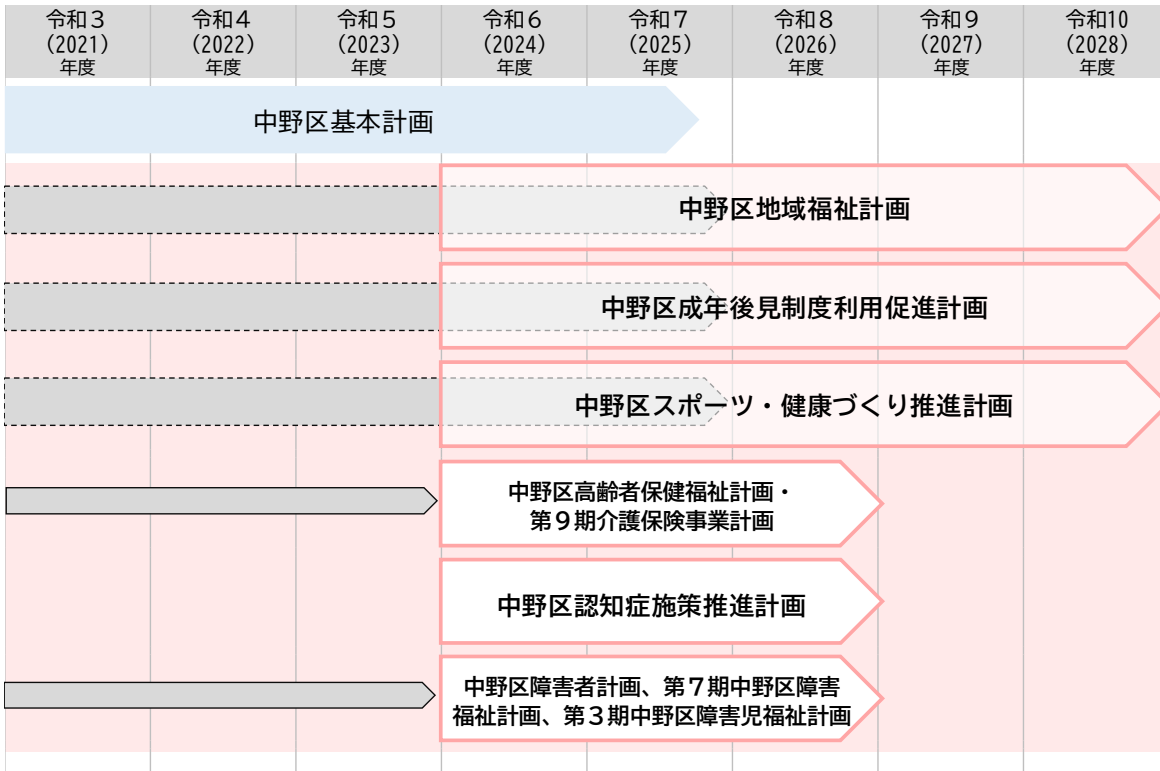
- ①中野区地域福祉計画
- ②中野区成年後見制度利用促進計画
- ③中野区スポーツ・健康づくり推進計画
- ④中野区高齢者保健福祉計画、中野区介護保険事業計画
- ⑤中野区認知症施策推進基本計画
- ⑥中野区障害者計画、中野区障害福祉計画、中野区障害児福祉計画



また、各計画の根拠となる法令は、次のとおりです。

計画名	根拠法令
中野区地域福祉計画	社会福祉法第107条
中野区成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
中野区スポーツ・健康づくり推進計画	スポーツ基本法第10条
	健康増進法第8条
	食育基本法第18条
中野区高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8
中野区介護保険事業計画	介護保険法第117条
中野区認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条
中野区障害者計画	障害者基本法第11条
中野区障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条
中野区障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20

03 計画の期間



04 計画とSDGsとの関係

平成27年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

「中野区健康福祉総合推進計画」では、「誰一人取り残さない」という考え方や協働の推進など、SDGsに掲げている目標や方向性を同じくするものであることから、各個別計画の取組を着実に推進することが、SDGsの推進につながると考えています。



05 計画策定の経過

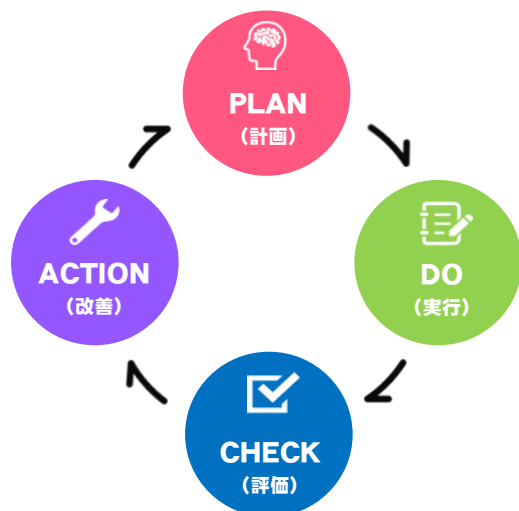
令和4年9～12月には、地域福祉の意識や福祉サービスへの意向を把握するために、区民等を対象としたアンケート調査を実施し、ニーズや課題等の把握に努めました。

また、学識経験者、保健医療・社会福祉・スポーツ団体関係者、区民で構成される区長の附属機関である「中野区健康福祉審議会」において、保健医療、社会福祉及び健康増進に係る計画に関する事項等について調査審議を行った後、「中野区健康福祉総合推進計画」に盛り込むべき基本的な考え方について答申を受領しました。

さらに、「中野区健康福祉総合推進計画」に区民等の意見を反映するため、意見交換会やパブリック・コメント手続きを実施いたしました。

06 計画の進行管理

本計画に掲げる施策及び取組については、PDCAサイクルに沿って、定期的に施策の進捗状況を確認したうえで評価・点検をし、必要に応じて事業内容の見直しを行います。また、進捗状況等については「中野区健康福祉審議会」に報告するとともに、区民に公表しながら進めます。



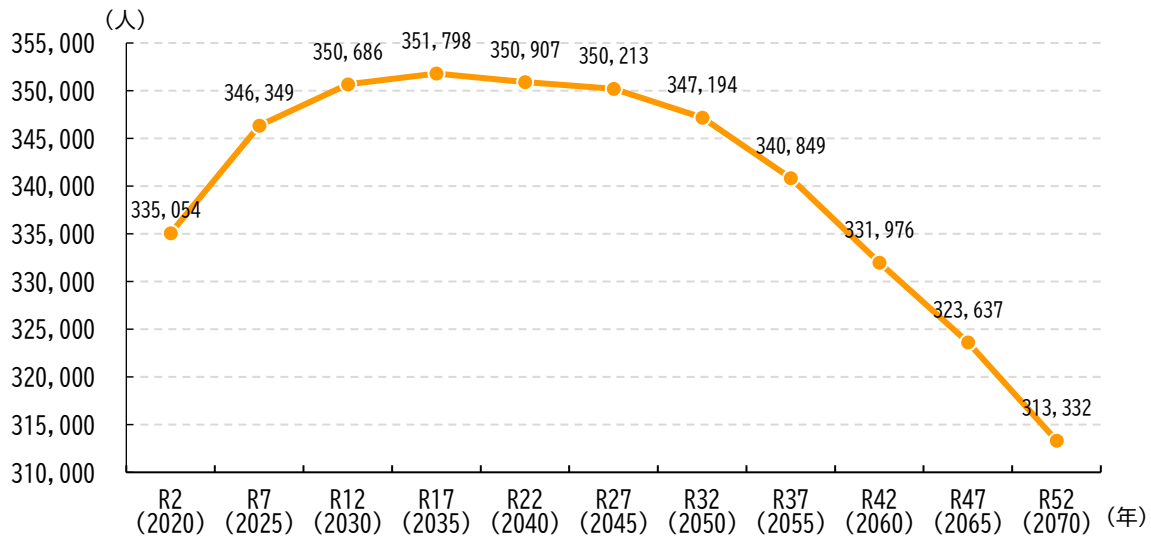
第2章

中野区の現状、 地域福祉を取り巻く状況

01

中野区の現状

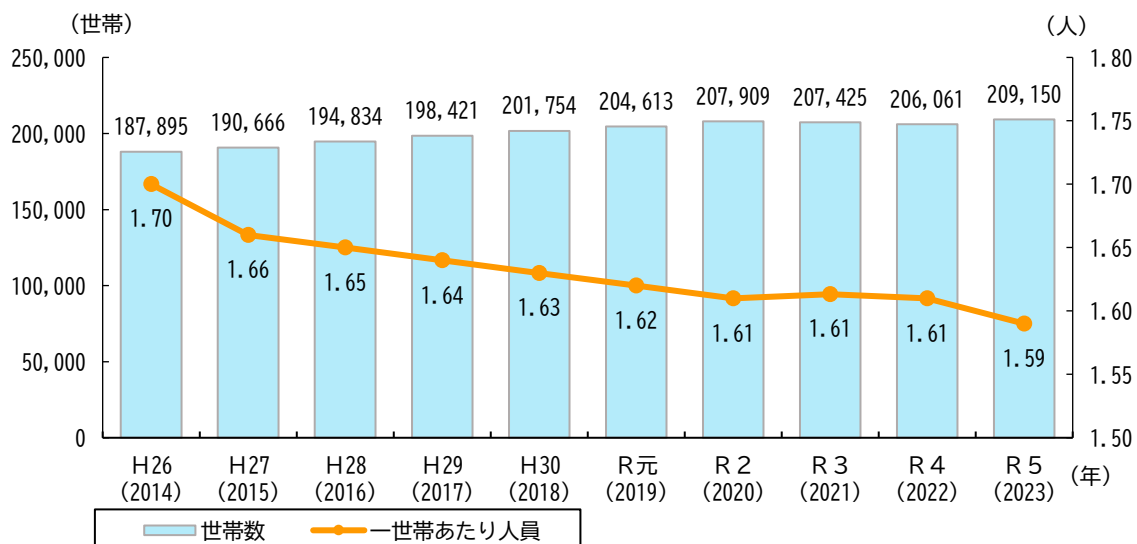
(1) 将来人口の推移



出典：中野区基本計画

中野区の総人口は令和17年をピークに、その後は減少に転じ、令和42年に現在の人口を下回り、令和52年には313,332人になると見込まれます。

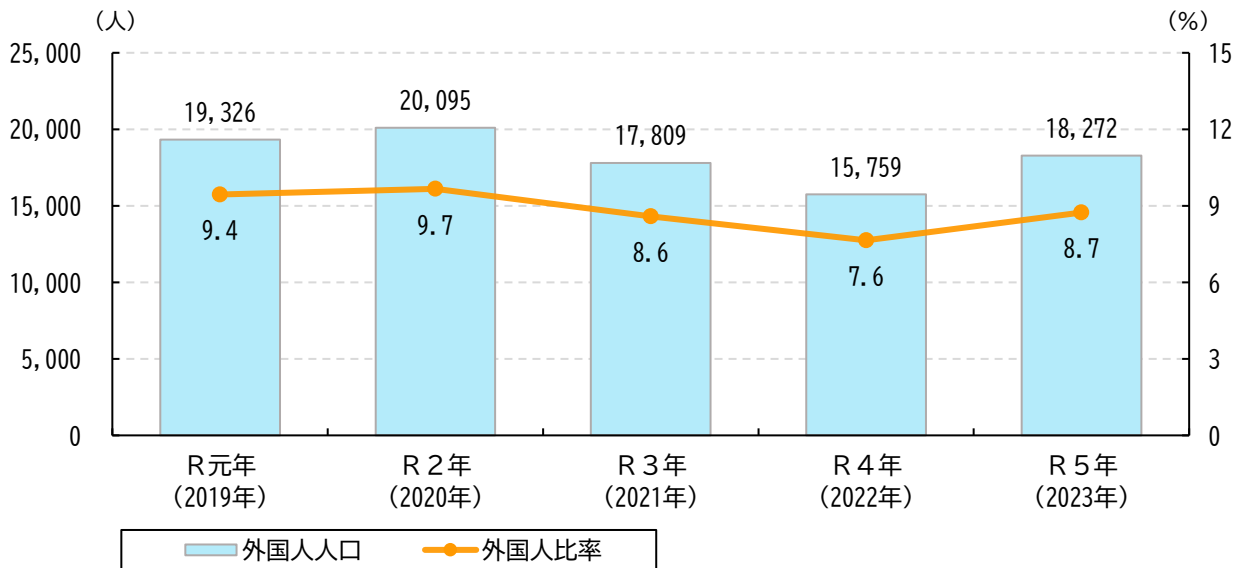
(2) 世帯数の推移



資料：中野区統計書(各年1月1日現在)より作成

令和5年1月1日現在の総世帯数は、209,150世帯です。一世帯あたりの人員は微減傾向にあり、令和5年は、1.59人となっています。

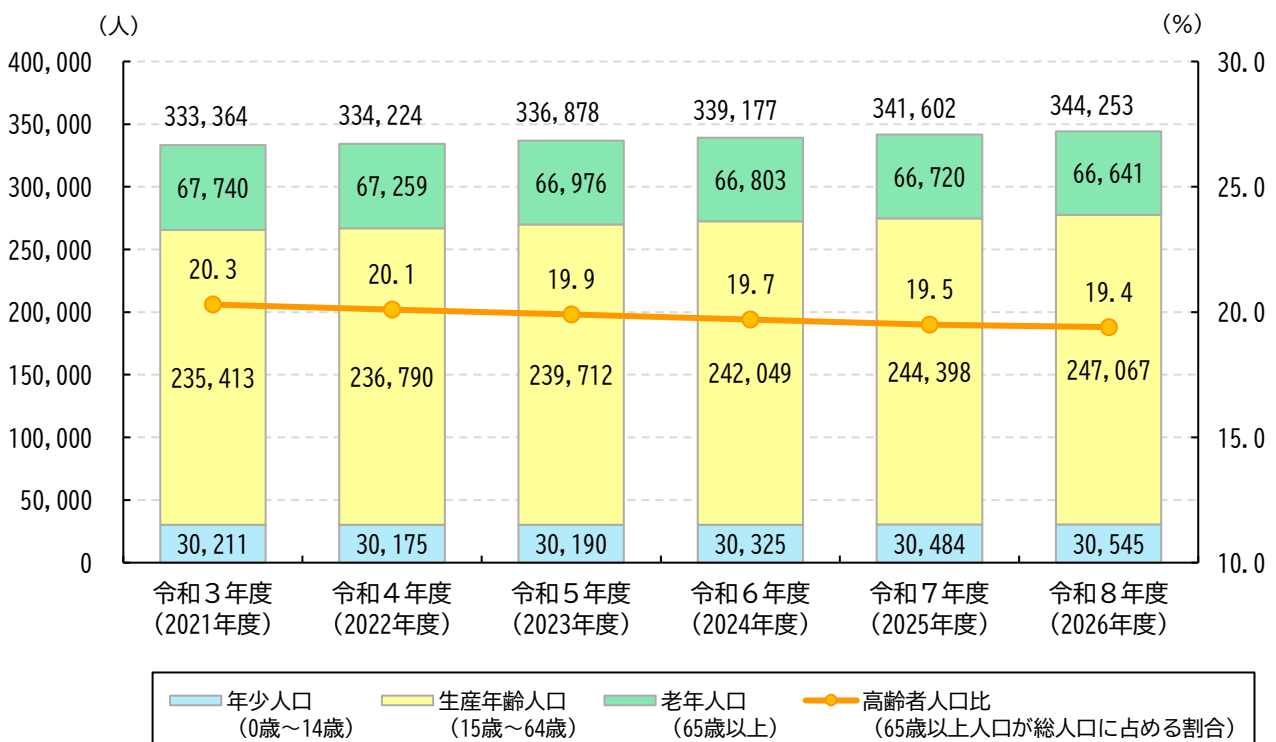
(3) 外国人人口の推移



出典：中野区統計書(各年1月1日現在)より作成

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年から令和4年にかけて外国人人口は減少していましたが、令和5年は増加に転じ、18,272人となっています。

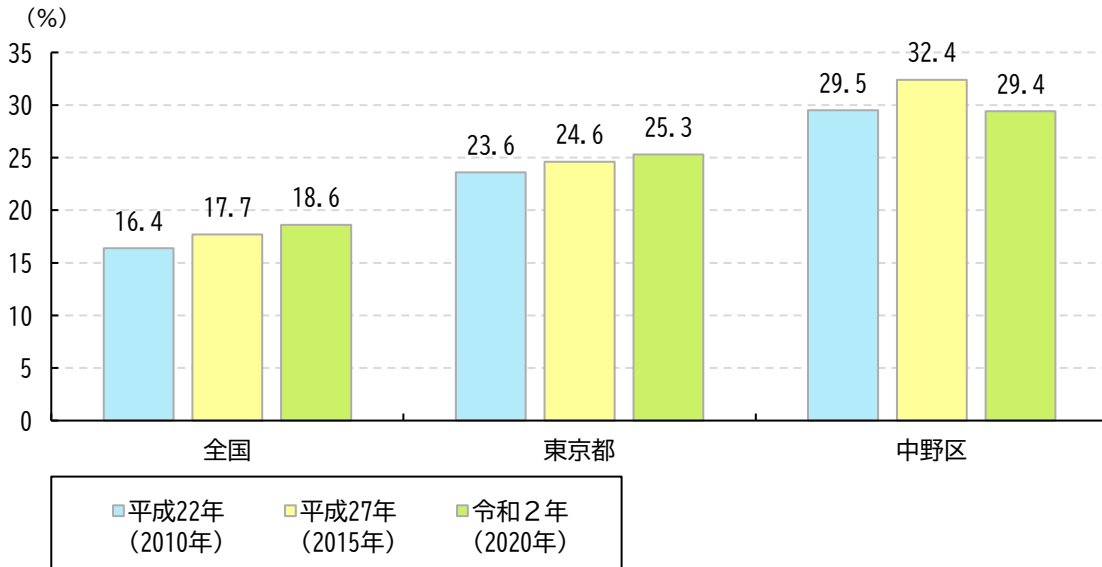
(4) 世代別人口の推移



出典：住民基本台帳(各年10月1日、令和6年度(2024年度)以降は推計値)

年少人口及び生産年齢人口は、微増傾向にある一方、老年人口は微減傾向にあります。

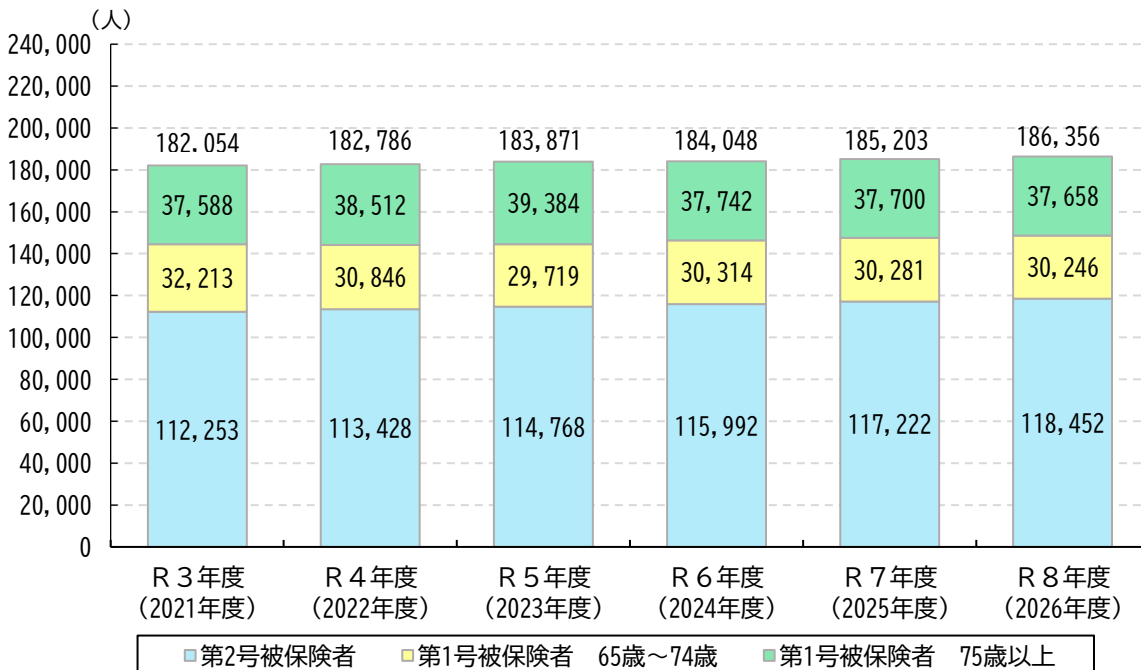
(5) 高齢者人口に対する一人暮らし高齢者の割合



資料：国勢調査データより作成

中野区は、全国や東京都と比べると一人暮らし高齢者の割合が高くなっています。

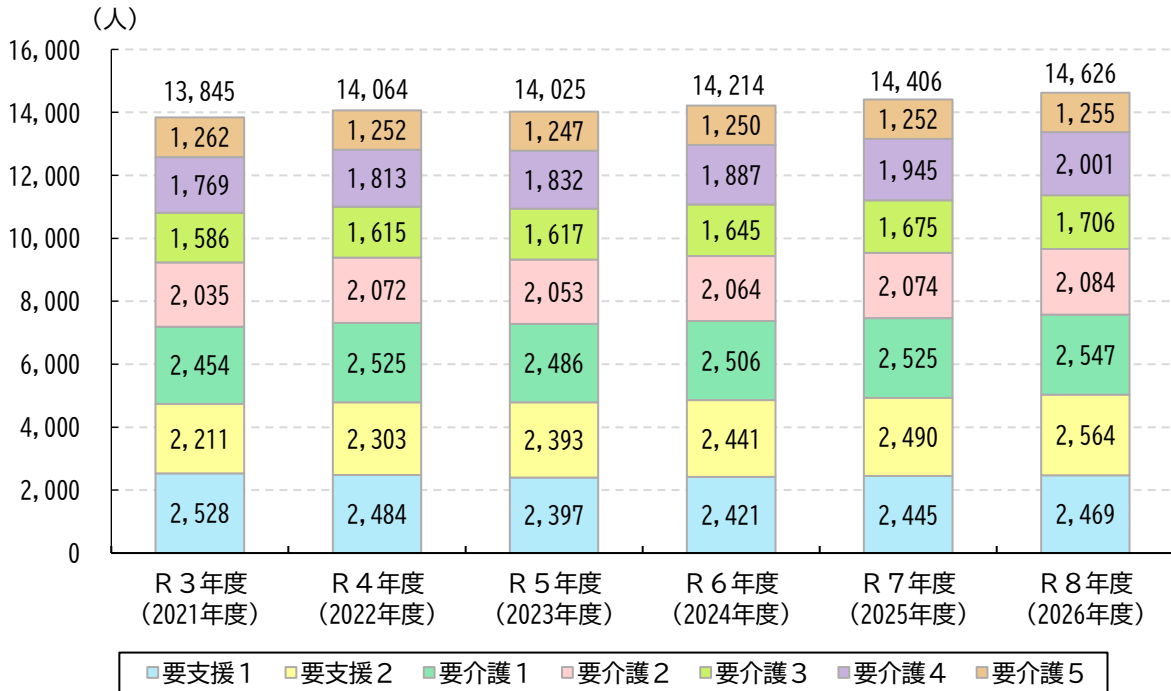
(6) 介護保険被保険者数の推移と予測



出典：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在、令和6年度(2024年度)以降は推計値)

第2号被保険者は増加傾向にあり、第1号被保険者(75歳以上)は、令和6年度以降減少に転ずるものと予測しています。

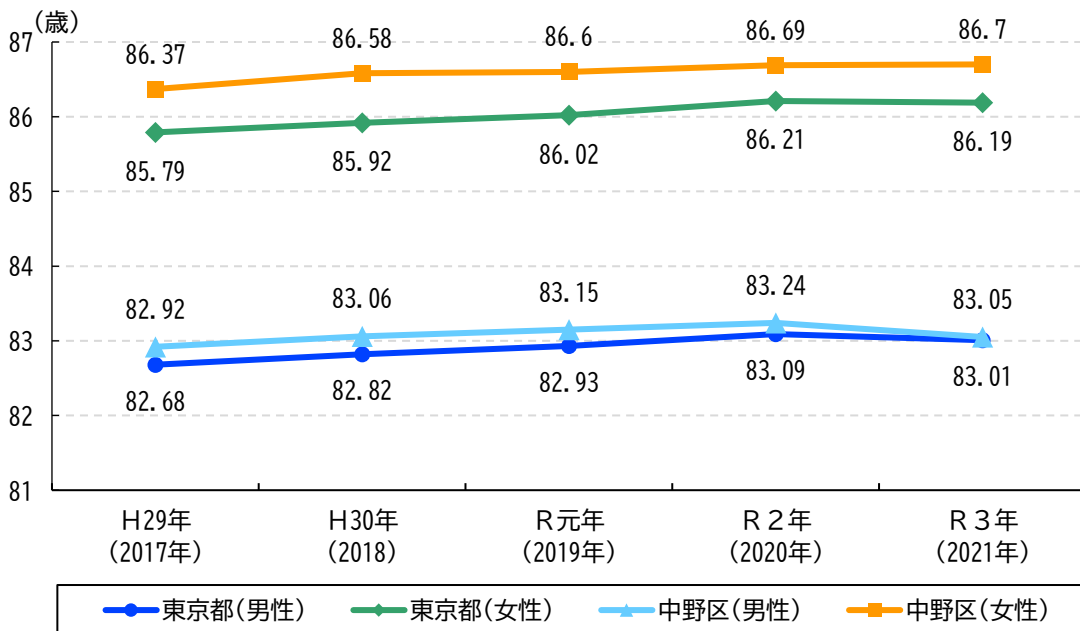
(7) 介護保険要支援・要介護認定者数の推移と予測



出典：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在、令和6年度(2024年度)以降は推計値)

要支援・要介護認定者数は、今後増加するものと予測しています。

(8) 65歳健康寿命の推移

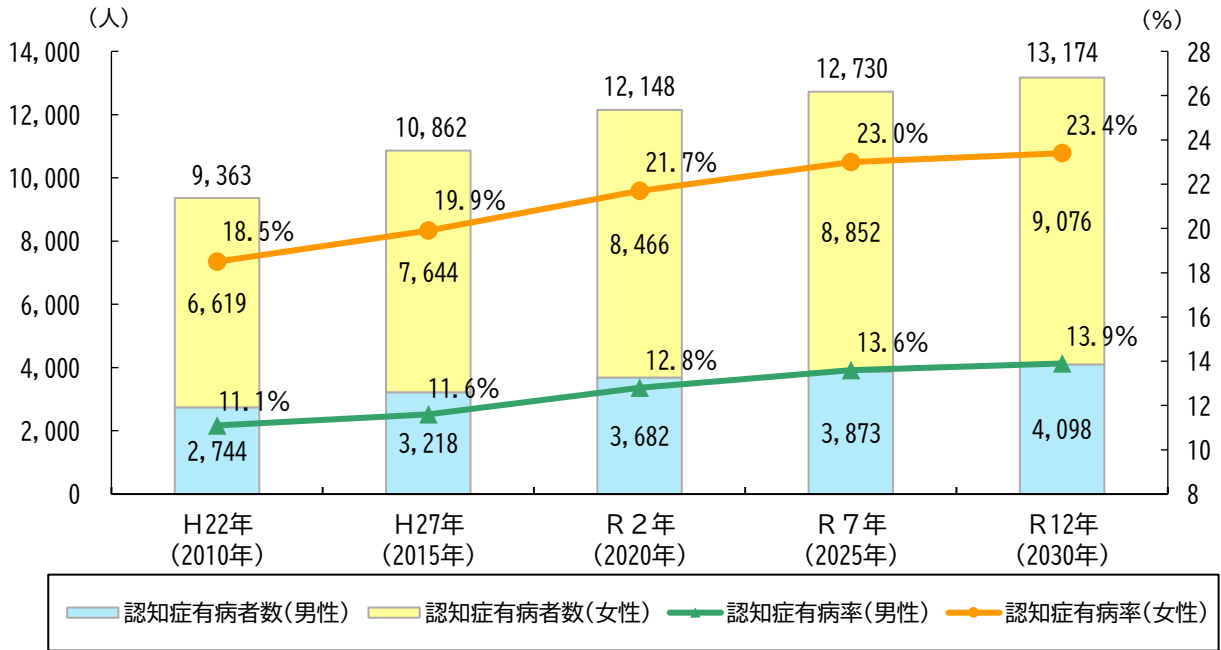


資料：東京都「都内各区市町村の65歳健康寿命」より作成

中野区の65歳健康寿命は、男女ともに東京都の平均をやや上回っています。

※65歳健康寿命（東京都保健所長会方式）は、65歳の方が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すものです。

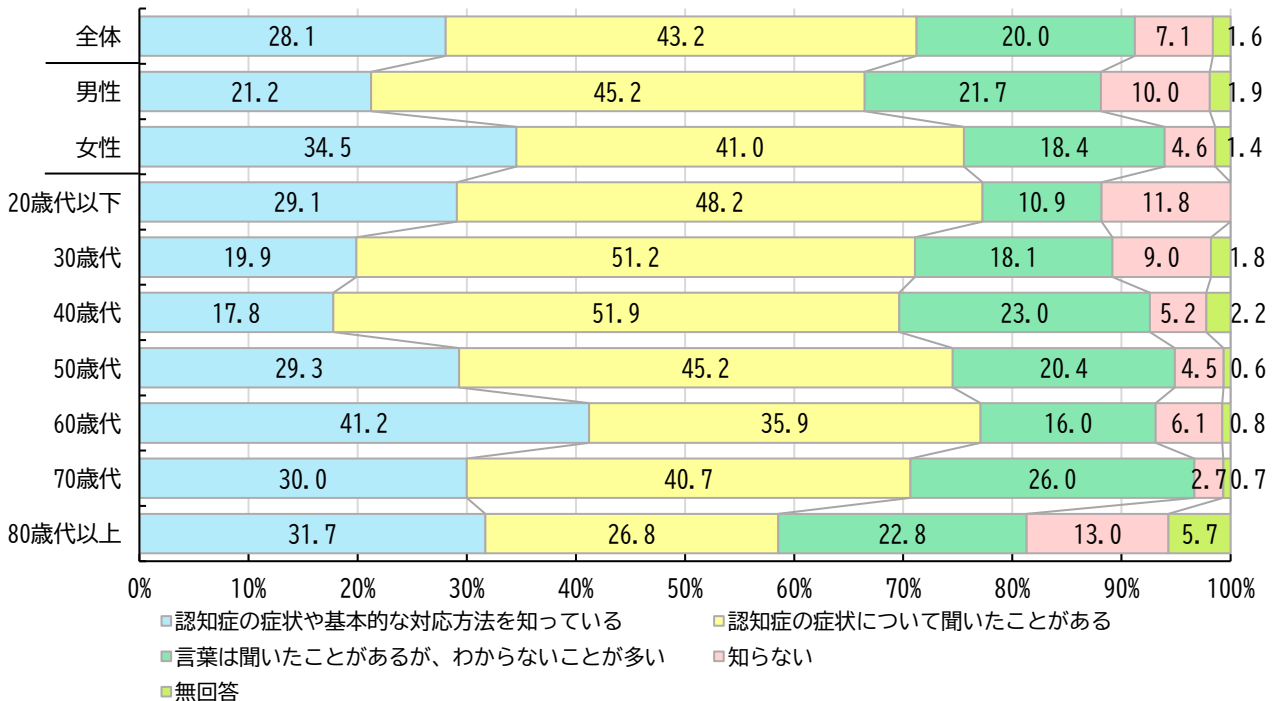
(9) 65歳以上の認知症有病者の推移



資料：中野区統計書及び、国研究事業による「数学モデルにより算出された2012年の性・年齢階級別認知症有病率」を用いて作成

平成22年には9,363人であった有病者数が、令和12年には、13,174人となると予測され、20年間で約4,000人増加することが見込まれます。特に女性は男性よりも高い傾向にあり、令和12年には65歳以上の女性の人口の23.4%が認知症有病者となることが推計されます。

(10) 認知症についての理解度



出典：令和4年度(2022年度)健康福祉に関する意識調査

認知症の症状について、「知っている」「聞いたことがある」人は全体で71.3%ですが、そのうち「認知症の症状や基本的な対応方法を知っている」人は28.1%となっています。性別で見ると、女性の方が男性より理解度が高くなっています。

(11) 日常生活圏域について

平成 18 年度(2006 年度)の介護保険法改正の際、住み慣れた地域で介護サービス基盤を整備する単位として「日常生活圏域」の考え方が導入されました。

中野区では、4つの日常生活圏域を設定しています。日常生活圏域には、高齢者等の日常生活を支えるための拠点として、各 1 か所のすこやか福祉センターと 2 か所の地域包括支援センターを設置しています。



圏域	南部	中部	北部	鷺宮
面積 (km ²)	2.96	4.48	4.31	3.84
人口 (人)	75,346	99,121	88,301	73,876
世帯数 (世帯)	48,903	64,867	55,427	43,479
高齢者人口 (人) (65 歳以上)	14,913	18,087	18,444	15,497
高齢者人口比率 (%)	19.8	18.2	20.9	21.0
特徴	新宿・渋谷に隣接し、地価は高い。中規模の商店街が点在している。高齢者入所施設基盤が少ない圏域である。	区役所本庁舎・中野駅・区内最大の商業地域が存在し、区の中心地となっている。高齢化率は区平均を下回っている。	特別養護老人ホーム等の高齢者入所施設や病院等が集中した圏域である。高齢化率も高い。	定員の大きな 2 か所の特別養護老人ホーム等の高齢者入所施設のほか、都営住宅・公団住宅等が集中している圏域である。高齢化率も高い。

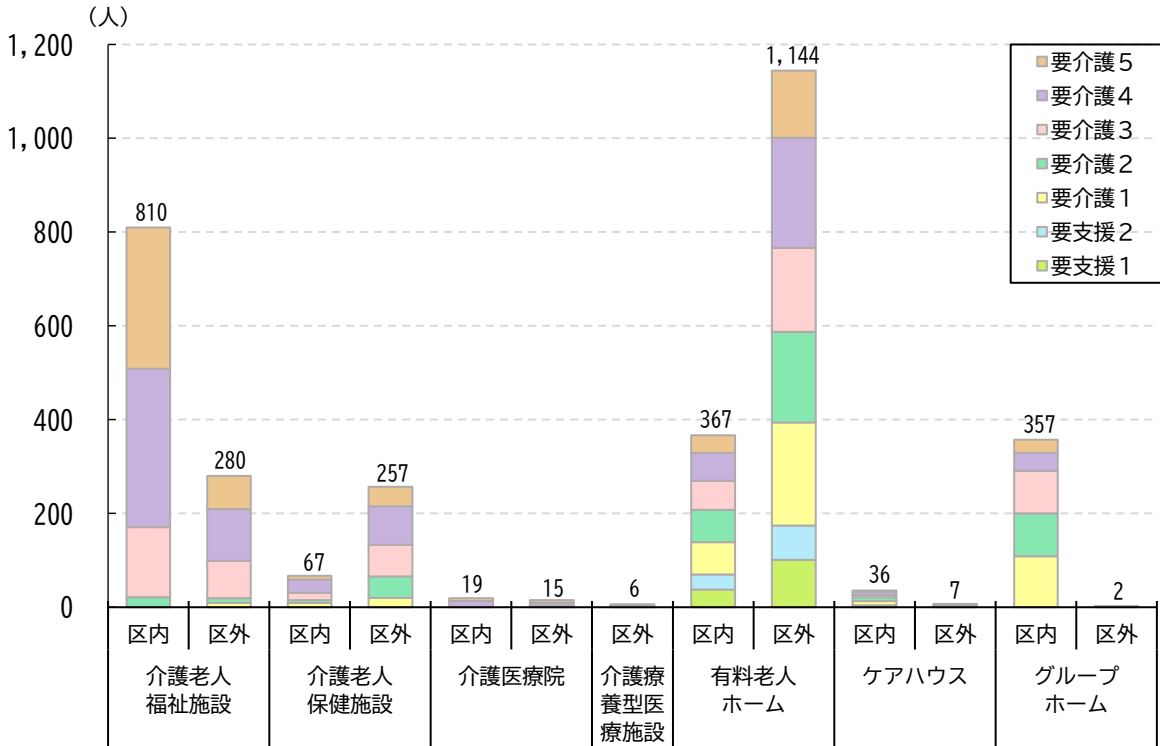
出典：保健福祉に関する基礎データ
(人口、世帯数、高齢者人口、高齢者人口比率は令和 5 年(2023 年)10 月 1 日現在)

(12) 区内介護保険施設等の状況

令和5年(2023年)10月現在の区内介護保険施設等の状況は下表のとおりです。

サービス名		南部 圏域	中部 圏域	北部 圏域	鷺宮 圏域	合計	
居宅サービス							
短期入所生活介護	施設数	13				13	
	専用定員	108				108	
居住系サービス							
特定施設入居者生活介護	施設数	20				20	
	定員数	1,314				1,314	
施設サービス							
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	12				12	
	定員数	951				951	
介護老人保健施設	施設数	2				2	
	定員数	164				164	
介護医療院	施設数	1				1	
	定員数	102				102	
地域密着型サービス							
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	施設数	2	3	4	2	11	
	定員数	15	58	46	36	155	
小規模多機能型居宅介護	施設数	1	2	2	1	6	
	定員数	泊まり	9	14	14	7	44
		登録	29	58	53	29	169
看護小規模多機能型居宅介護	定員数	泊まり	6			6	
		登録	29			29	
		通い	15			15	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数	4	5	7	6	22	
	定員数	72	99	114	90	375	
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	施設数	0	1	1	1	3	
夜間対応型訪問介護	施設数	1				1	
	定員数	10				10	

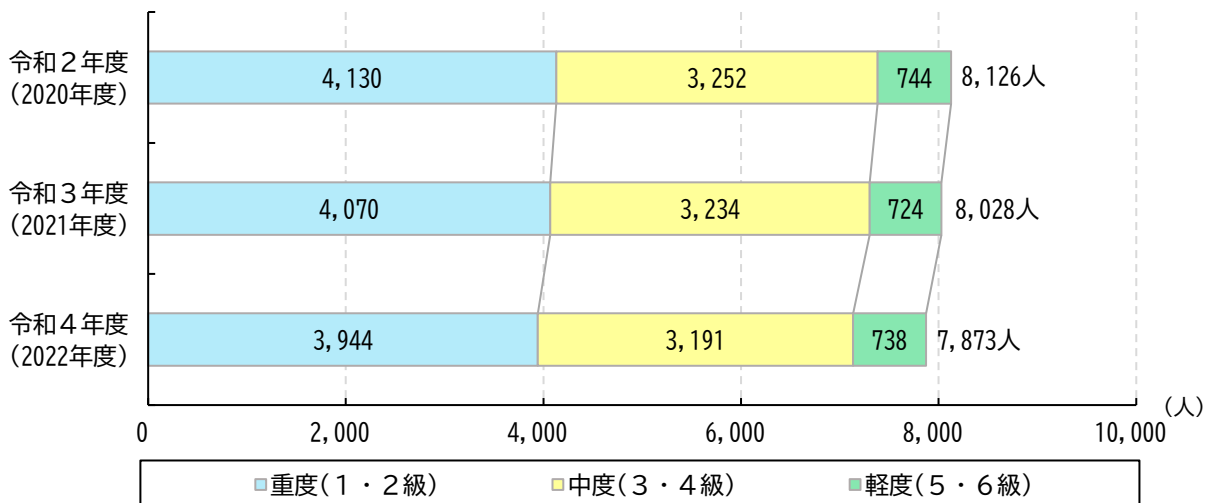
(13) 介護保険施設等入所者数



出典：中野区の介護保険給付データより作成

令和5年（2023年）6月現在、区の要支援・要介護認定者のうち、介護保険施設等に入所（居）している人は、3,367人です。内訳を見ると、有料老人ホームが最も多く、区内と区外合わせて1,511人となっています。

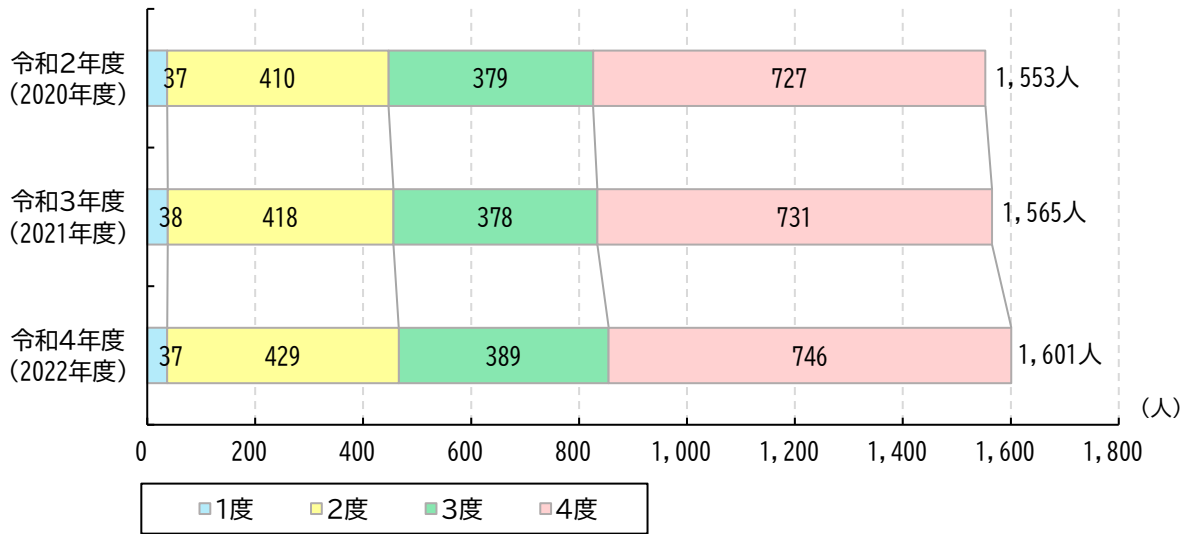
(14) 身体障害者手帳所持者数の推移



出典：中野区健康福祉部事業概要

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳の所持者数は、7,873人となっています。

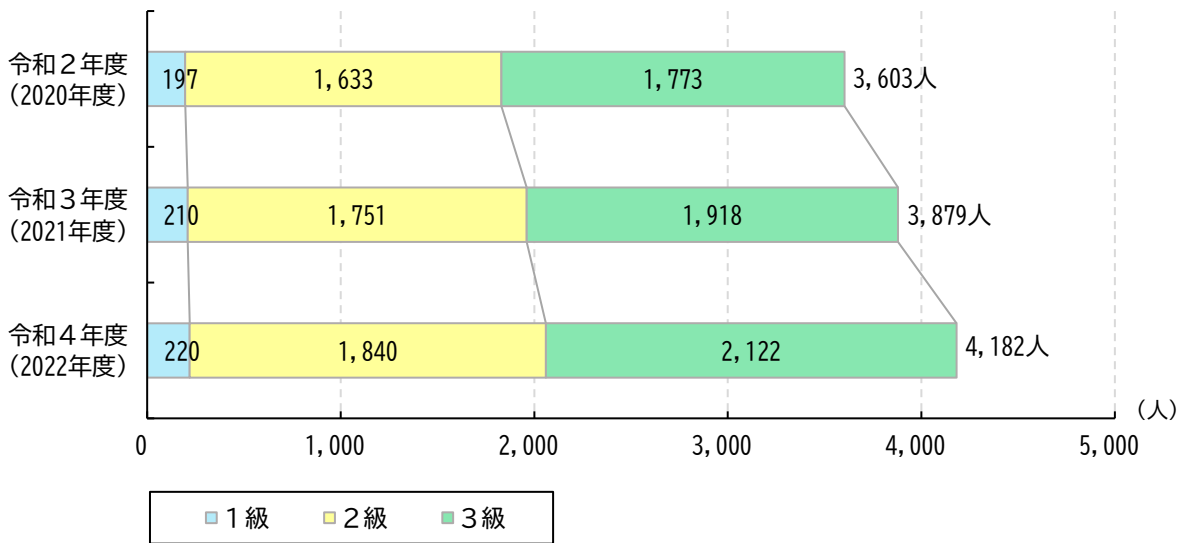
(15) 愛の手帳所持者数の推移



出典: 中野区健康福祉部事業概要

令和5年3月31日現在の愛の手帳の所持者数は、1,601人となっています。4度の手帳所持者数は増加しています。

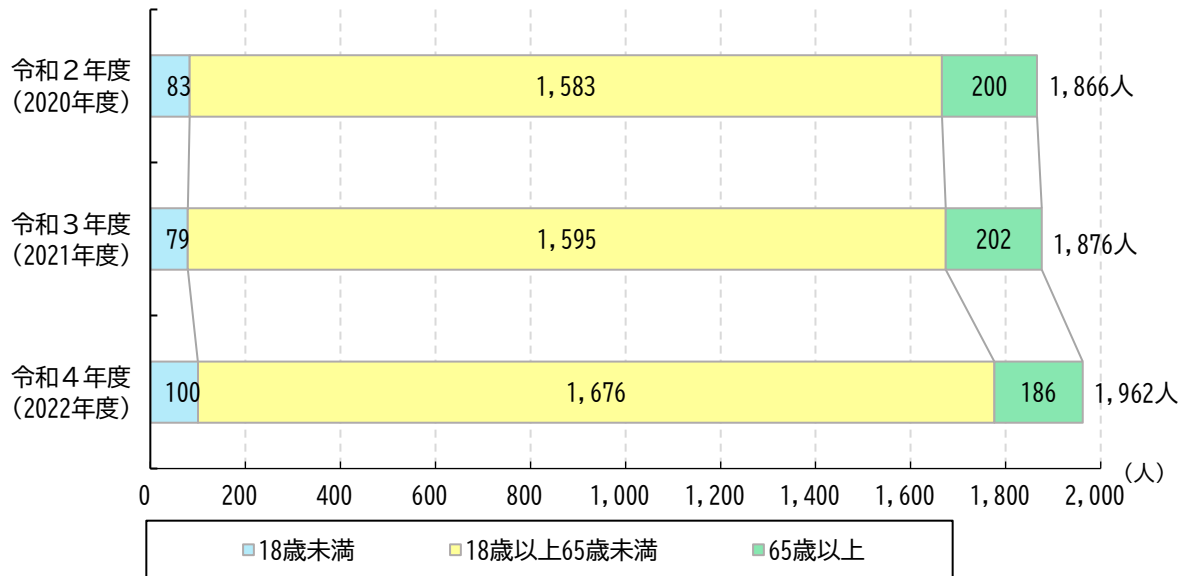
(16) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典: 中野区健康福祉部事業概要

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、4,182人となっています。3級の手帳所持者数の伸び率が高い状況です。

(17) 障害福祉サービス等の支給決定を受けている人数の推移



資料：中野区高齢・障害福祉業務管理システムより作成(令和5年3月現在)

障害福祉サービス等の支給決定を受けている人は、増加傾向にあります。

(18) 区内障害者施設の状況

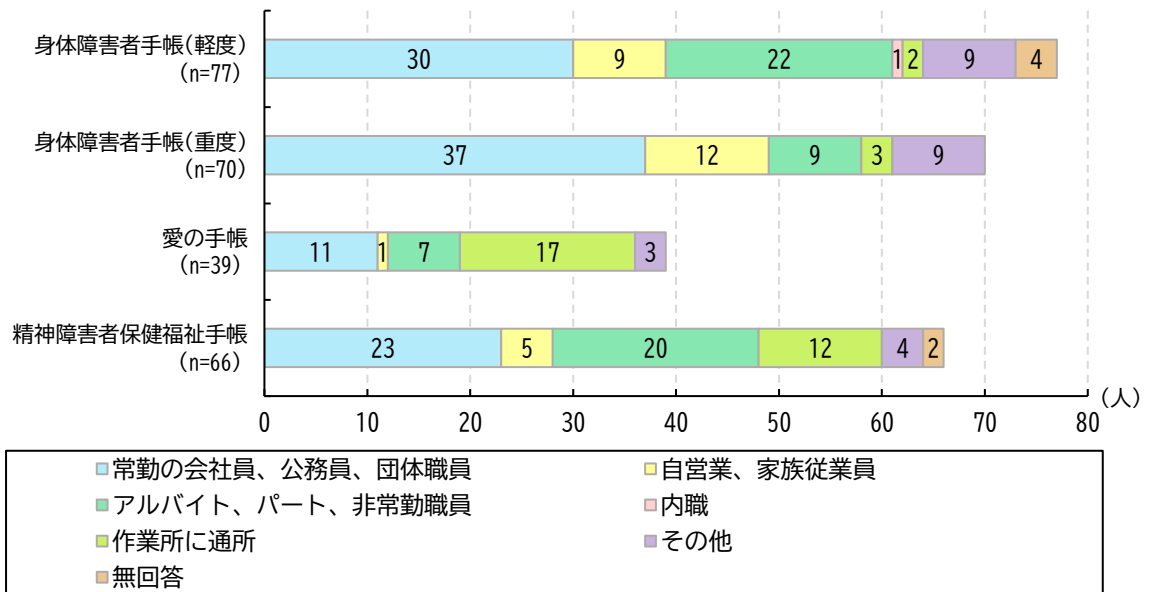
令和5年9月1日現在の区内障害者施設の状況は下表のとおりです。

	サービス名称等	事業所数	定員数
障害者総合支援法に基づくサービス			
	居宅介護	67	—
	重度訪問介護	63	—
	同行援護	14	—
	行動援護	6	—
	重度障害者等包括支援	0	—
	生活介護	13	330
	自立訓練（機能訓練）	1	20
	自立訓練（生活訓練）	3	58
	就労選択支援	—	—
	就労移行支援	11	138
	就労継続支援（A型）	2	29
	就労継続支援（B型）	14	353
	就労定着支援	5	—
	短期入所（福祉型）	7	18
	短期入所（医療型）	0	0
	自立生活援助	1	—
	共同生活援助	43	—
	計画相談支援	25	—
	地域移行支援	6	—
	地域定着支援	6	—
	施設入所支援	2	100
児童福祉法に基づくサービス			
	児童発達支援 *1	17	210
	放課後等デイサービス *2	28	433
	保育所等訪問支援	3	—
	居宅訪問型児童発達支援	1	—
	障害児相談支援	16	—

*1 事業所数は放課後等デイサービスとの多機能型含む。定員は多機能型の放課後等デイサービスとの合算。

*2 事業所数は児童発達支援との多機能型含む。定員数は多機能型の児童発達支援との合算。

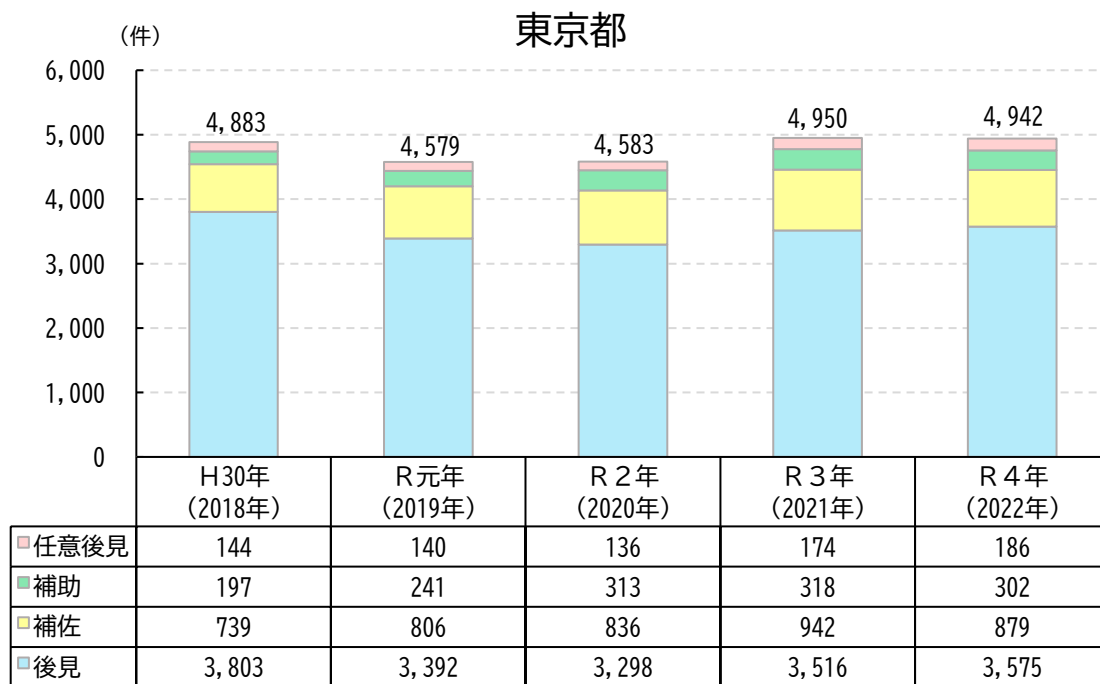
(19) 定期的に収入がある障害のある人の就労形態



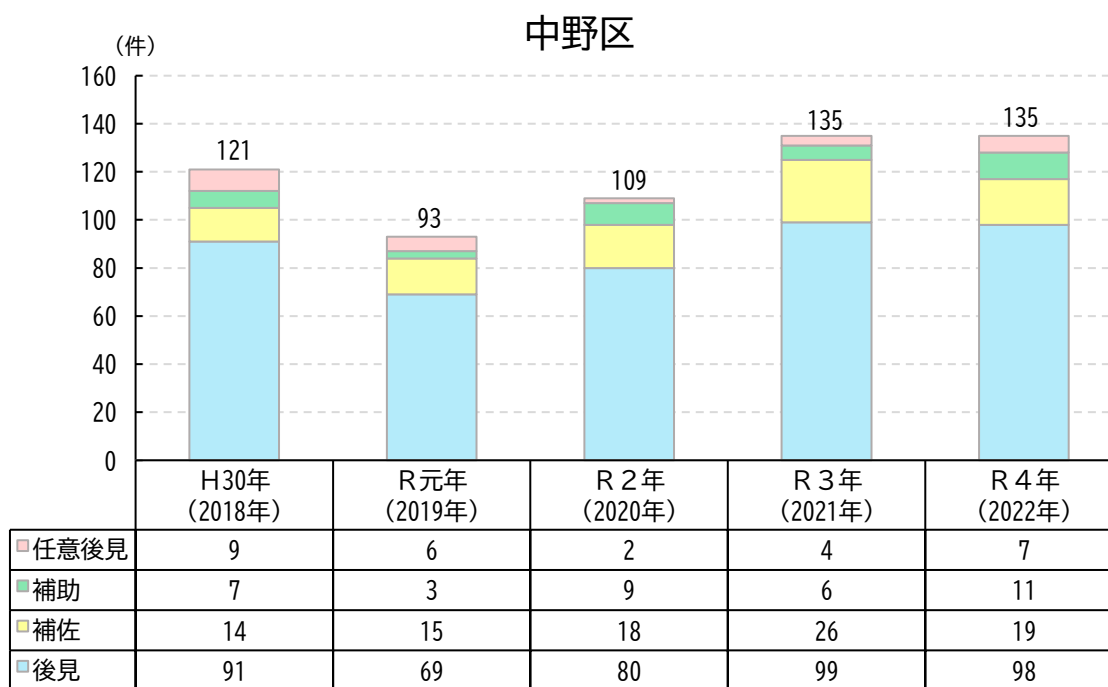
出典：令和4年度（2022年度）障害福祉サービス意向調査

定期的に収入がある人の就労形態をみると、身体障害、精神障害のある人では、「常勤の会社員、公務員、団体職員」の割合が最も多くなっており、知的障害のある人では「作業所に通所」の割合が最も多くなっています。

(20) 成年後見申立件数（都、区）の推移



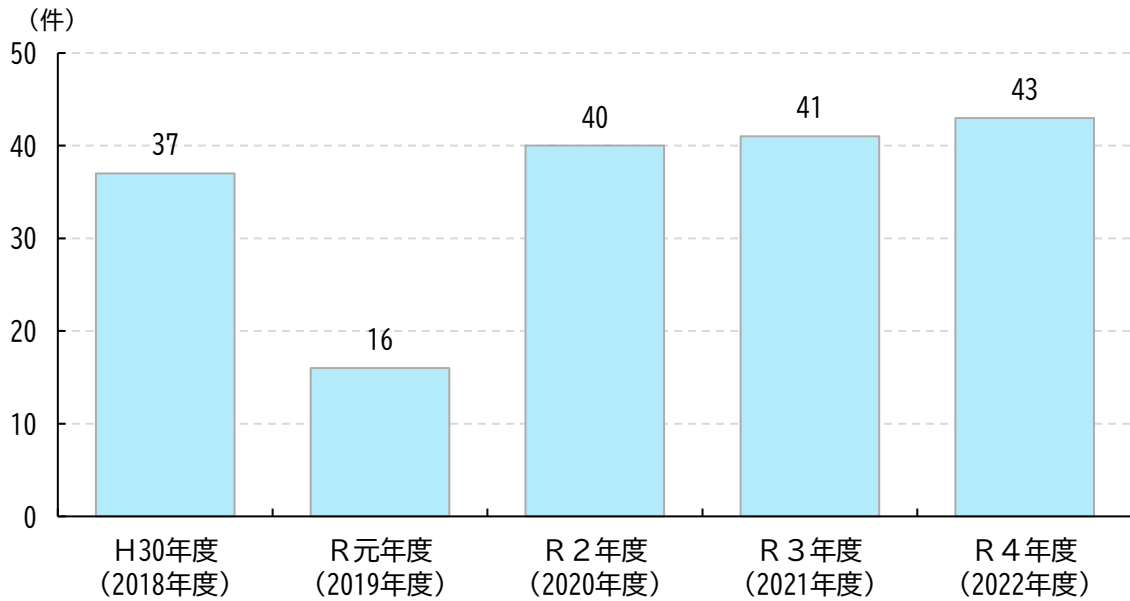
出典:中野区資料



出典:中野区資料

成年後見の新たな申立件数は、都・区ともに令和元年から増加傾向にあり、類型別では後見が最も多くなっています。

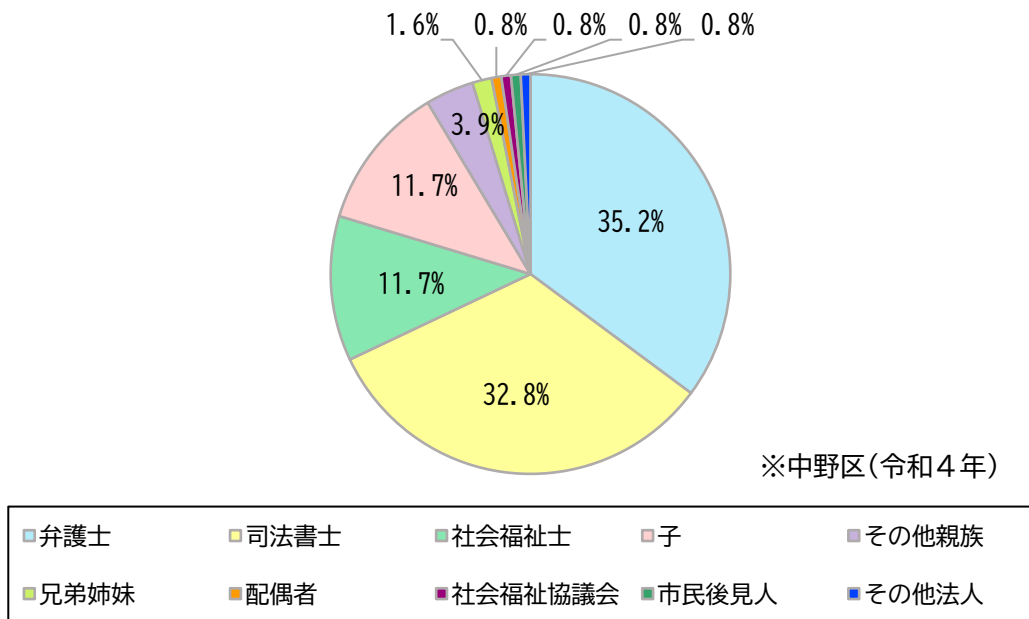
(21) 区長申立件数の推移



出典：中野区資料

中野区における区長申立件数は、令和元年度は減少しましたが、概ね 40 件程度で推移しています。

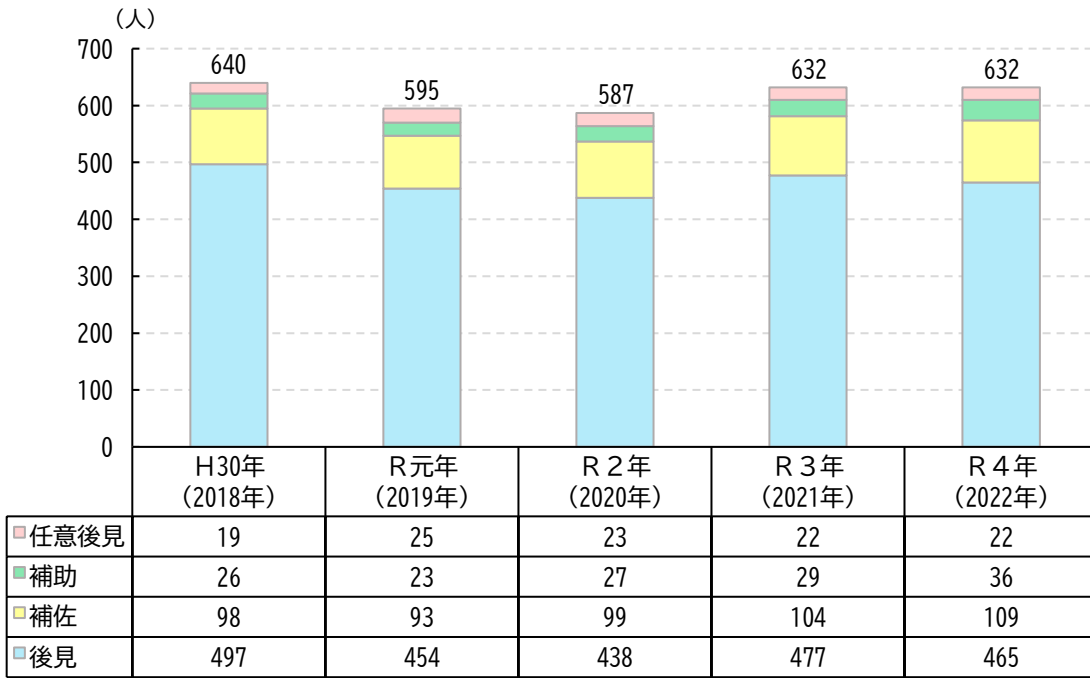
(22) 成年後見人等と本人との関係



出典：中野区資料

成年後見人等は、弁護士が 35.2%と最も多く、次いで司法書士 (32.8%)、社会福祉士 (11.7%) となっています。親族では、子が 11.7%と最も多くなっています。

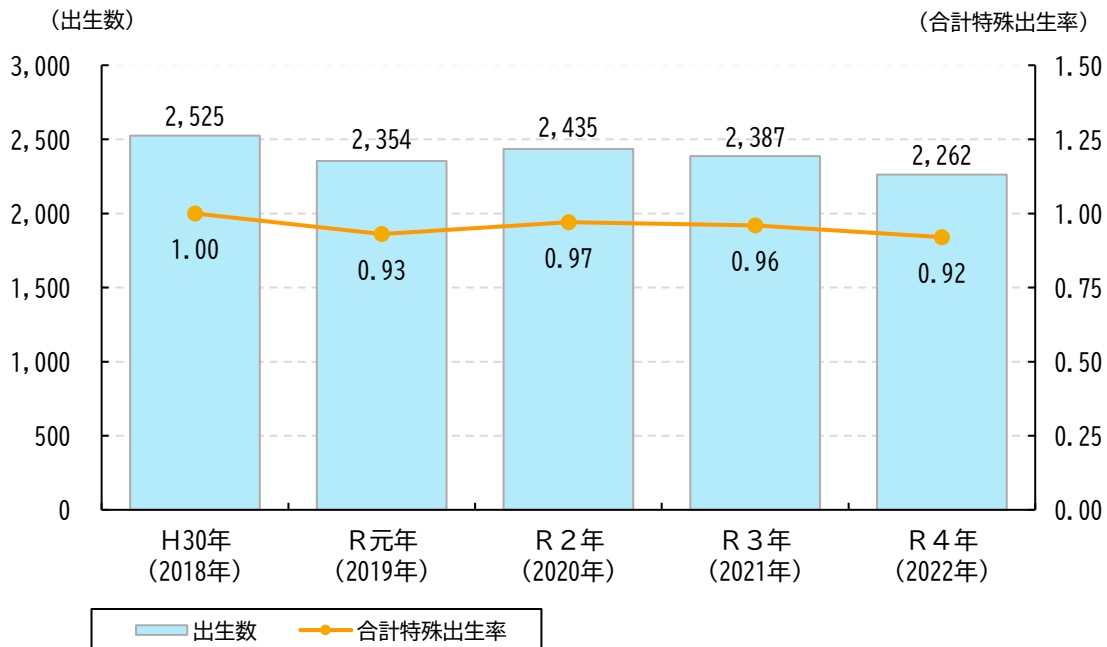
(23) 成年後見制度の利用者数



出典：中野区資料

成年後見制度の利用者のうち、「補助人」「補佐人」は令和元年から増加傾向にあります。

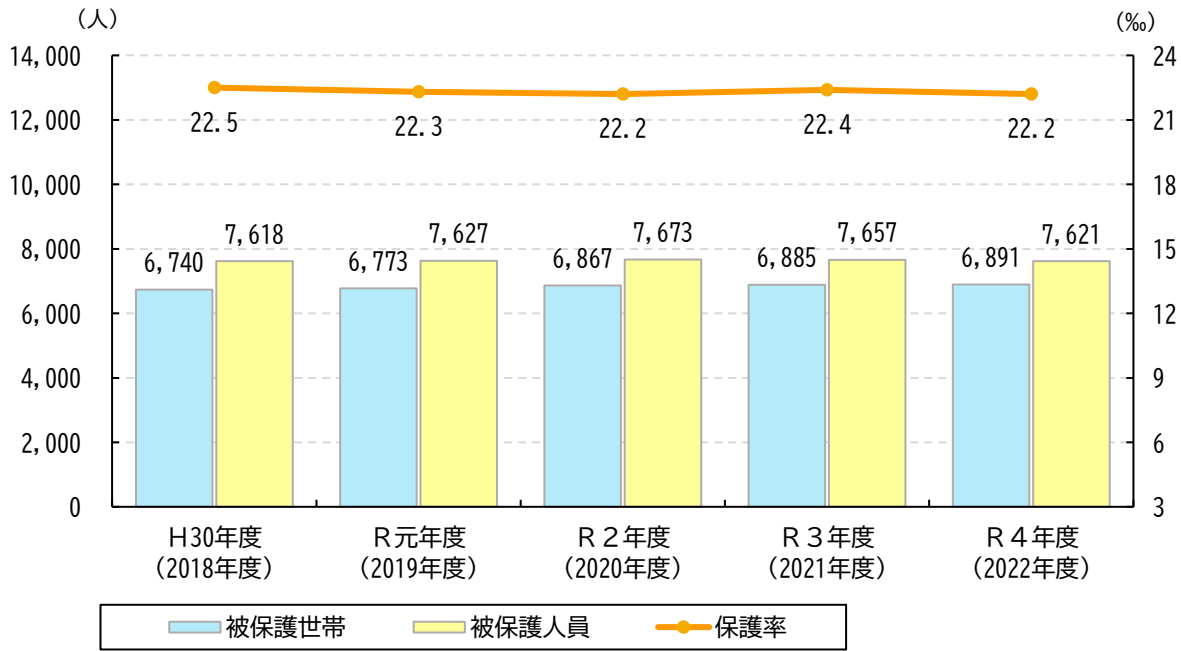
(24) 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：中野区健康福祉部事業概要より作成

出生数は平成 30 年から減少傾向にあり、合計特殊出生率は令和元年以降 1 を下回っています。

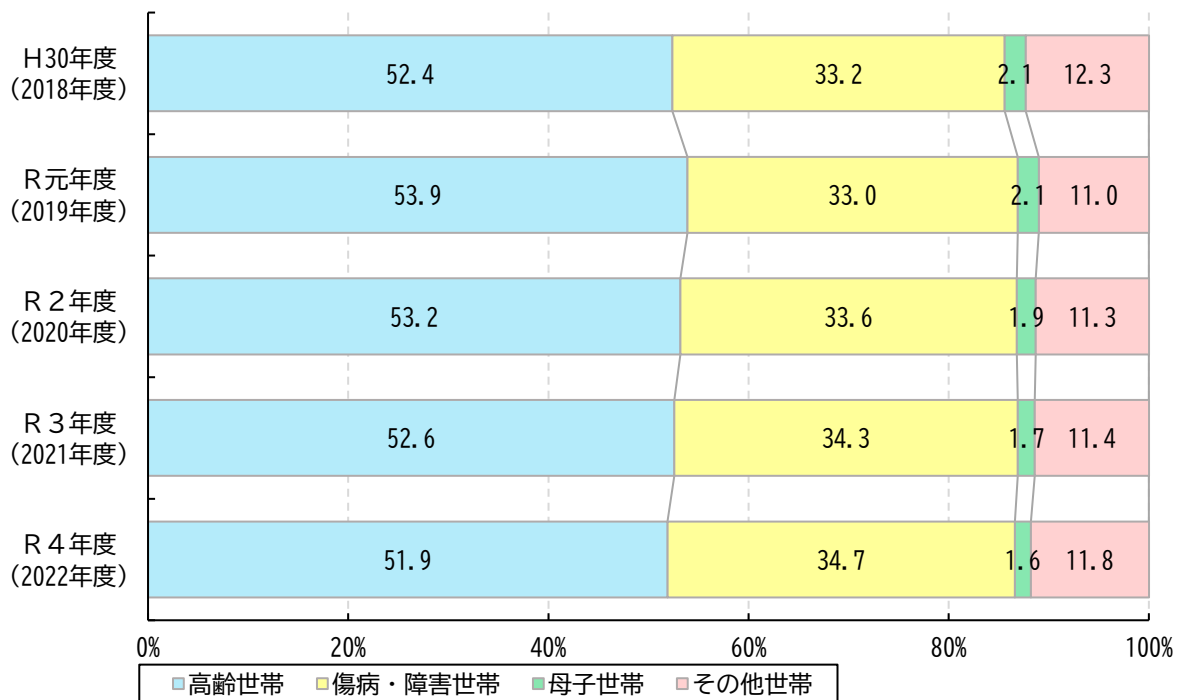
(25) 被保護世帯、被保護人員及び保護率の推移



出典：中野区健康福祉部事業概要

令和元年度以降、被保護世帯数、被保護人員及び保護率はほぼ横ばいとなっており、令和4年度の保護率は23区平均の20.9%を上回っています。

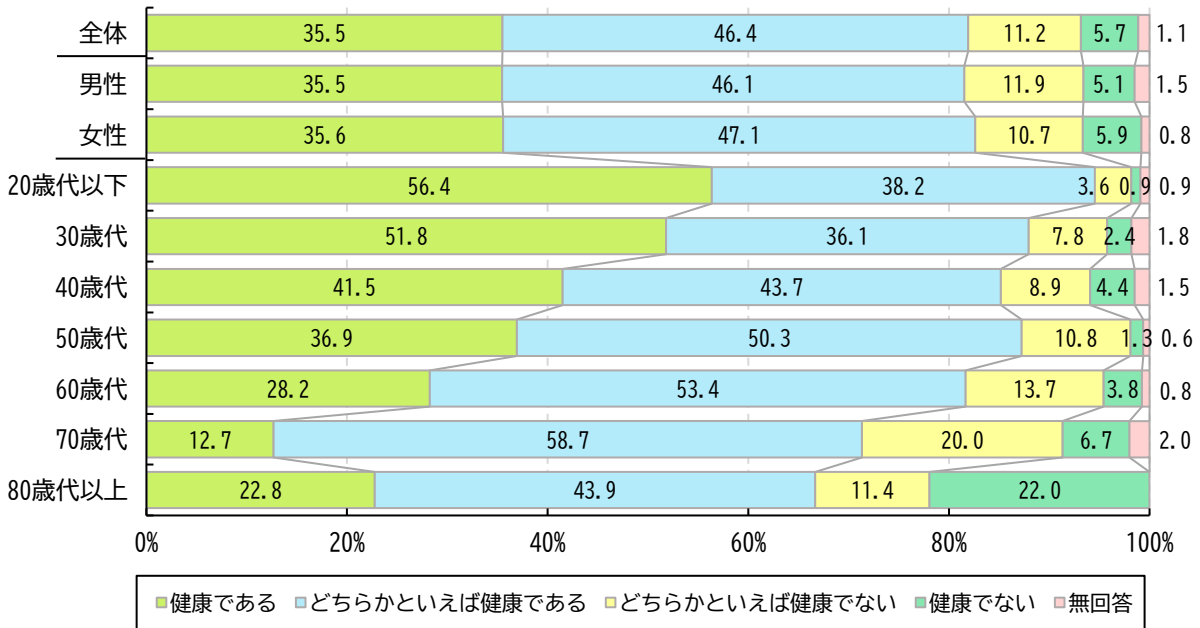
(26) 世帯類型別にみた生活保護の被保護世帯



資料：中野区健康福祉部事業概要より作成

世帯類型別にみると、「高齢世帯」の割合が減少傾向にある一方で、「傷病・障害世帯」の割合がやや増加傾向にあります。

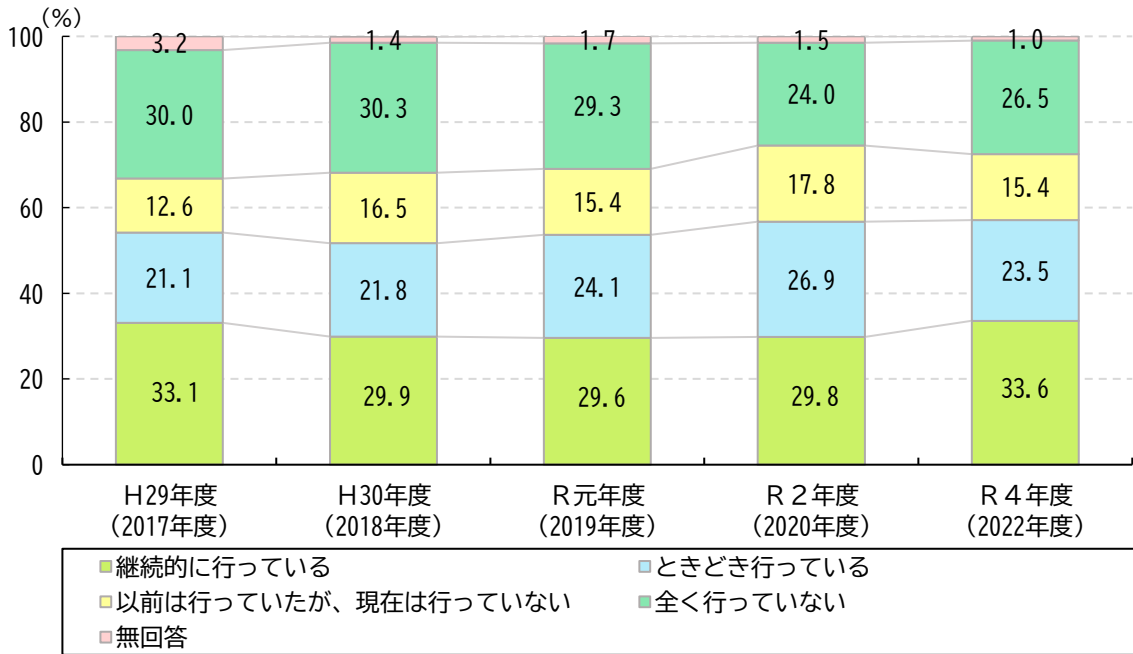
(27) 自身の健康状態



出典：令和4年度(2022年度)健康福祉に関する意識調査

全体では、「健康である」「どちらかといえば健康である」を合わせた割合は、8割を超えています。年代別にみると、50歳代を除き、年代が上がるほど減少しています。

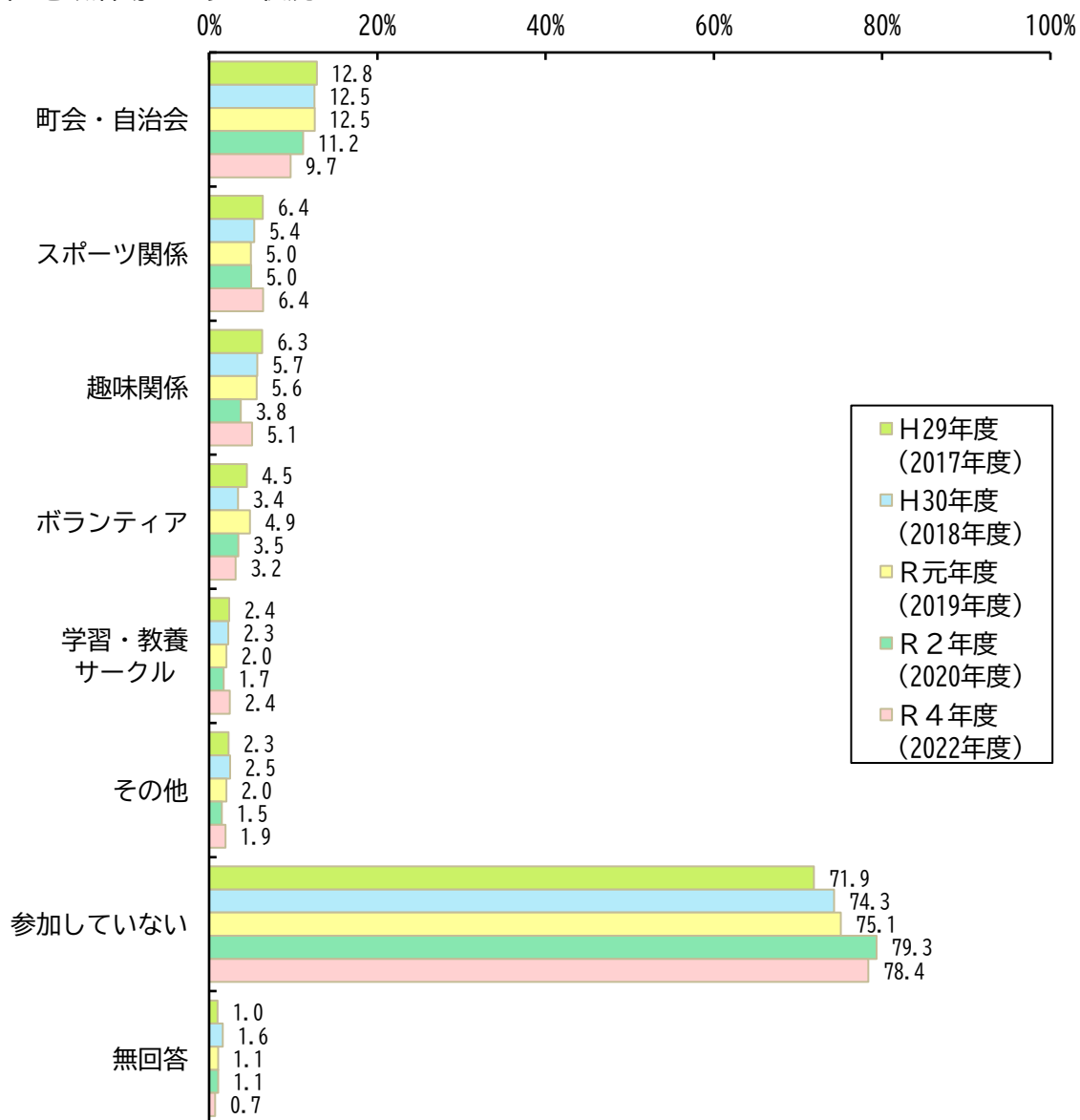
(28) 運動習慣（1回30分以上の連続した運動を週に1～2回以上行っている割合）



出典：令和4年度(2022年度)健康福祉に関する意識調査

運動を継続的に行っている人の割合は、令和元年度以降増加傾向にあります。

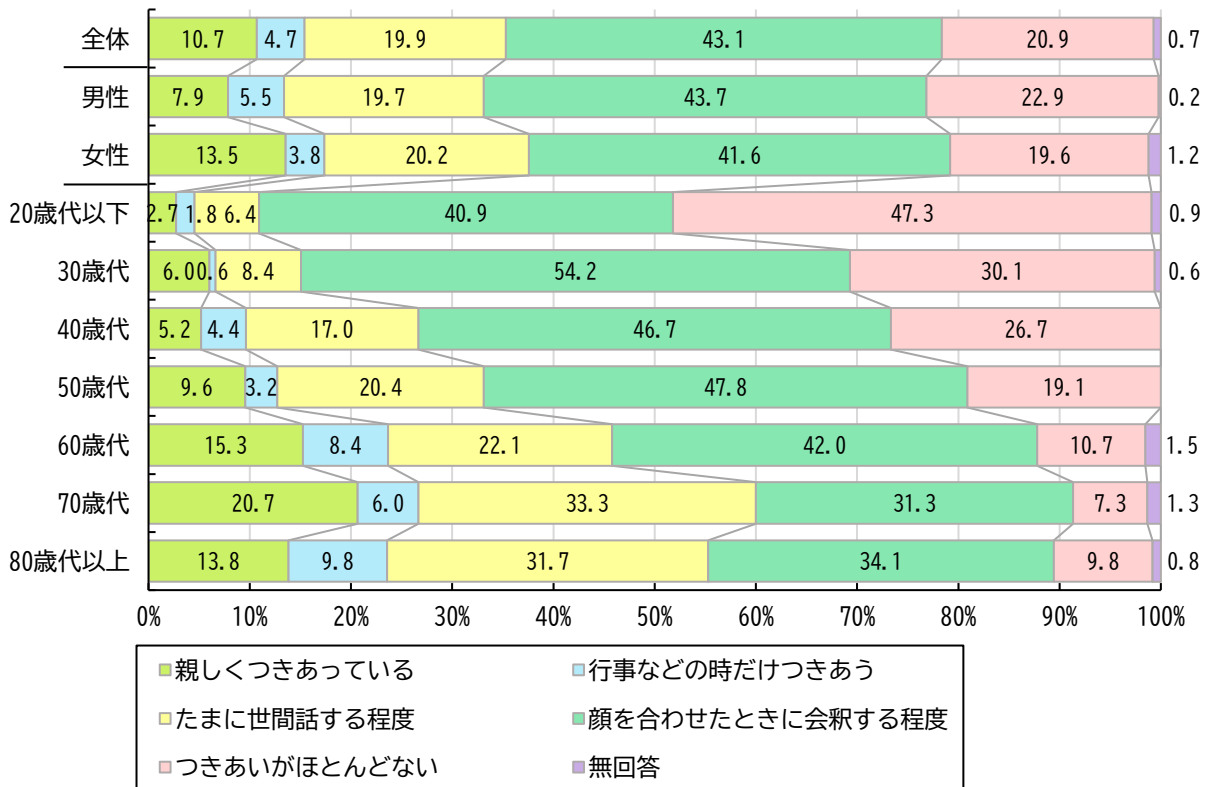
(29) 地域活動への参加状況



出典：令和4年度(2022年度)健康福祉に関する意識調査報告書

地域活動への参加状況は、「参加していない」が各年度で7割超と最も多くなっています。
 参加している地域の活動としては、「町会・自治会」が最も多くなっていますが、経年で比較すると減少傾向にあります。

(30) 近所とのつきあい



出典：令和4年度健康福祉に関する意識調査報告書

近所とのつきあいの程度は、全体では「顔を合わせたときに会釈する程度」の割合が最も多くなっています。また、20歳代以下では、「つきあいがほとんどない」の割合が最も高くなっています。

02 地域共生社会の実現のための地域包括ケアシステムについて

(1) 地域共生社会を目指すための地域包括ケア体制（システム）の必要性

今後、少子高齢化の一層の進展に伴い、生産年齢人口が減少していく中で、高齢者、子ども、障害のある人、その家族等、課題を抱える区民を支援していく必要性はますます高まっています。また、単身世帯の増加やライフスタイルの多様化は、地域における人間関係の希薄化につながっており、このような傾向は中野区のような都市部において、より顕著となっています。こうした中で、個人や世帯の抱える生きづらさやリスクも多様かつ複雑になっていることから、既存の制度やサービスだけでは解決が難しくなっています。中野区が、すべての人にとって安心して住み続けることができるまちであるためには、包括的な支援を質・量ともに確保していくことが求められています。

これまでの取組の中で、社会的に孤立している人や自らSOSを発信できない人に対する支援のあり方が重要な課題として浮かび上がってきました。

今後の社会においては、人と人とが無理なくつながることができる仕組みや「支える側、支えられる側」という垣根を超えてすべての人に居場所ができるよう、新たな発想で支援やサービスを開発、コーディネートしていくことができるような環境整備や仕組みづくりが必要です。

(2) これまでの区取組

区は、平成29年(2017年)に区内関係団体とともに「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を策定し、区と区内関係団体が一体となって、住まい、健康づくり、見守り・支えあい、生活支援、医療等の支援が包括的に提供され、支援が必要な区民が安心して生活し続けられる体制として、地域包括ケアシステム（体制）の推進に重点的に取り組んできました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域包括ケアの多くの取組も中止・縮小・延期などを余儀なくされ、地域活動の再開と継続が大きな課題となりました。また、雇用情勢は大きく変化し、社会的孤立や孤独に苦しむ人が増えるなど、以前には顕在化していなかった課題や新たな課題を抱える人に対する支援が求められています。

これらの状況を踏まえ、区では誰一人取り残されることなく、支援が必要なすべての人を対象とした「地域包括ケア体制」の実現を目指して、令和4年(2022年)、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を改定し、「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」を策定しました。行政及び関係団体等が一体となって地域包括ケアに資する取組を着実に実行することにより、区における「地域包括ケア体制の実現」を推進してきました。

(3) 区の推進体制

区は、保健福祉の総合的なワンストップ窓口としてすこやか福祉センターを整備するなど、対象者や分野を問わない包括的な相談体制や、多職種連携による支援体制、地域のネットワークづくりに取り組んでいます。

区の目指す地域包括ケア体制（システム）は、区の機関だけでなく、区内の関係団体等も含めた中野区全体で実現していくものですが、区の推進体制の中核となる要素は次のとおりです。

①すこやか福祉センター（日常生活圏域）

高齢者や子ども、障害のある人やその家族などに対するワンストップの総合相談、支えあいのネットワークづくり、健康づくりと子育て支援、地域課題の把握と共有等、中野区の地域包括ケアの拠点として、区内4か所（中部、北部、南部、鷺宮）にすこやか福祉センターを設置しています。

②区民活動センター（日常区民活動圏域）

すこやか福祉センターの下に、住民主体の活動を推進する単位としての圏域（日常区民活動圏域・区内15か所）ごとに、区民活動センターを設置しています。

多職種の職員によるアウトリーチチーム（地区担当）を設置し、日常的な区民からの相談に対し、医療・福祉の観点からも、適切な支援につながるよう取り組んでいます。

★アウトリーチチーム（地区担当）

日常区民活動圏域（15の区民活動センター圏域）ごとに設置され、原則として、1圏域につき、区民活動センターに常駐している事務職、福祉職と、すこやか福祉センターに常駐している医療・福祉職で構成し、生活支援コーディネーターの役割を兼ねています。

アウトリーチチームは、地域団体の活動に参加し、相談しやすい関係性を構築する中で得た「気になる情報」から要支援者を発見し、伴走しながら、地域包括支援センター等の相談支援機関につないでいます。また、地域団体等と連携しながら、地域資源の発見、住民主体団体の活性化支援や立ち上げ支援、ネットワークづくりなどに取り組んでいます。

また、令和5年4月からすこやか福祉センターにアウトリーチ推進係を新設し、アウトリーチ型支援の体制強化を図っています。

③地域ケア会議（地域包括ケア推進会議、すこやか地域ケア会議、地域ケア個別会議）

15の日常区民活動圏域を対象とした「地域ケア個別会議」、4つの日常生活圏域を対象とした「すこやか地域ケア会議」、中野区全域を対象とした「地域包括ケア推進会議」の3種類の会議体を設置しています。

地域ケア個別会議では、支援に関わる関係者が参加し、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した個別事例の解決策について検討しています。

すこやか地域ケア会議では、地域ケア個別会議で出された課題を集約し、地域課題を明らかにします。日常生活圏域で解決できる地域課題や取組について検討し、地域づくりや地域資源の開発を行います。

地域包括ケア推進会議では、すこやか地域ケア会議で検討された課題に関する有効な支援方法を施策化し、全区的な課題の解決を図ります。

第3章

中野区地域福祉計画



01 計画策定の背景・目的

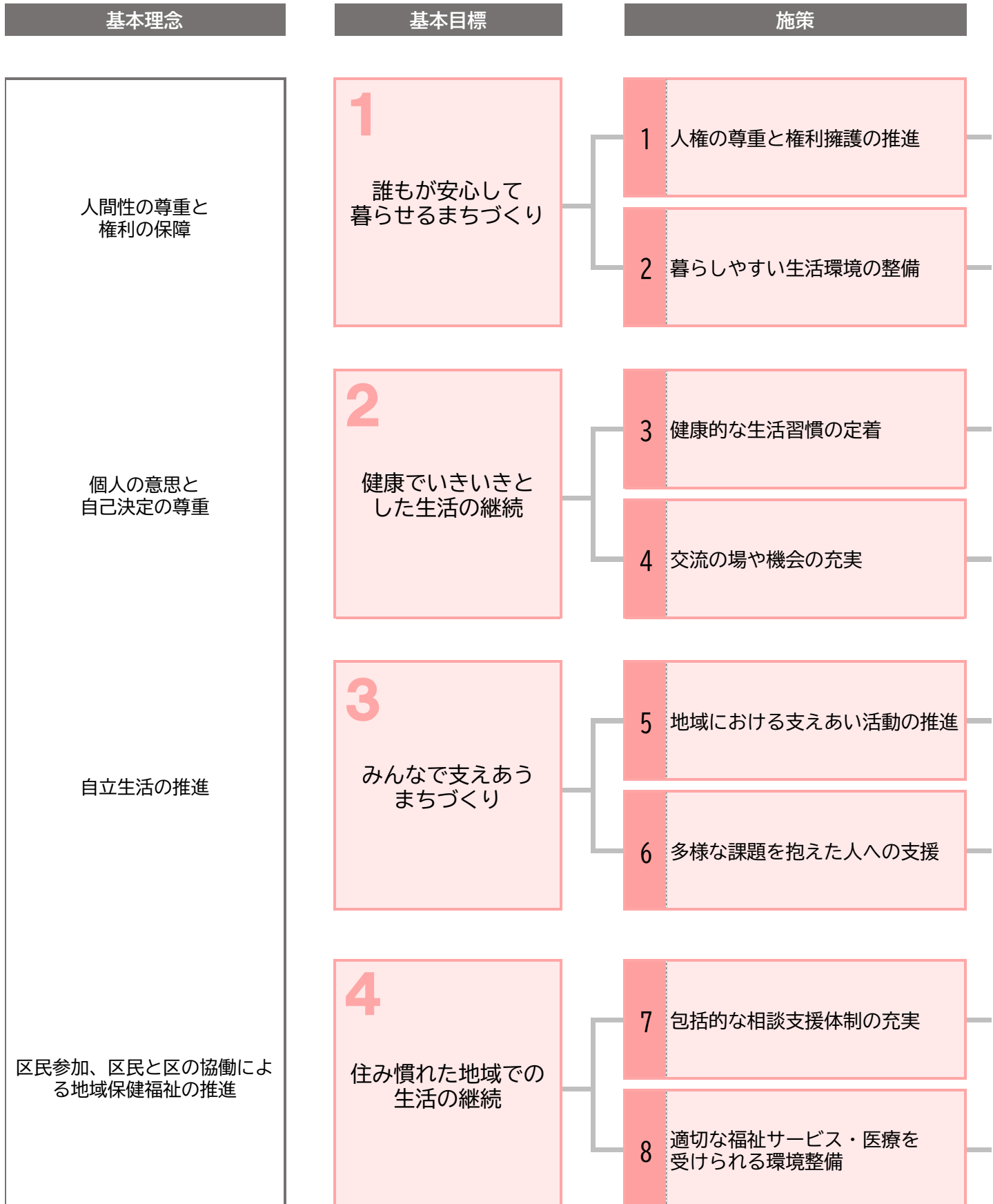
国は、すべての人が地域でともに認め合いともに生活していく「地域共生社会」の実現を図るため、平成29年に社会福祉法を一部改正し、これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定を努力義務化するとともに、当該計画を「子ども・若者、高齢者や障害のある方などに関わる各施策を推進する上で共通して取り組むべき事項」を定めた福祉分野の上位計画として位置づけました。さらに、令和2年の改正では、市町村地域福祉計画に「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に関する事項を定めることが努力義務化されました。

中野区ではこれまで、「地域福祉計画」や「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」などの各計画に基づき、区や関係機関、関係団体等が連携して地域の課題に取り組んできましたが、少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。また、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、孤独・孤立など、既存の福祉制度やサービスだけでは解決が困難な複雑化・複合化した課題に対応することが求められています。そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会に大きな影響を与えました。地域における活動は中止や延期を余儀なくされるとともに、人とのつながりが減ったことにより、社会的孤立や生活困窮といった課題が、より深刻化しています。

どのような状況においても、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、「地域共生社会」の実現に向けた取組を一層充実する必要があります。中野区では、これまでの取組を充実させるとともに、新たな課題に取り組み、地域福祉を推進していくため「中野区地域福祉計画」を策定いたします。



02 施策体系と個別施策



主な取組

- ・多様性を認め合う気運の醸成
- ・性的マイノリティに関する理解の促進
- ・職員向け人権研修の実施
- ・相談環境の充実

- ・高齢者・障害者の虐待防止施策の充実
- ・子どもの虐待防止施策の充実
- ・高齢者・障害者の権利に関する施策の充実
- ・子どもの権利に関する施策の充実
- ・多文化共生社会の推進

- ・ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・避難行動要支援者への避難支援

- ・誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり
- ・食育の推進
- ・介護予防の充実と普及啓発の強化

- ・地域における介護予防の取組の推進
- ・健康づくり施策の推進
- ・学校部活動における地域人材の活用

- ・身近な地域の人と知り合うきっかけづくり
- ・高齢者の居場所や活動の場づくりの推進
- ・認知症地域拠点の推進
- ・障害者との交流機会の充実

- ・中高生年代向け施設の整備
- ・学童クラブ整備・運営
- ・子どもたちの安全・安心な居場所づくり
- ・障害者の就労支援

- ・地域活動の推進
- ・見守り・支えあいの推進
- ・新たな担い手の育成・支援
- ・関係機関との連携
- ・ヤングケアラー支援

- ・生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進
- ・生活困窮家庭への支援
- ・再犯防止や更生保護に向けた理解促進と関係機関との連携

- ・犯罪被害者等を支える環境づくり
- ・自殺を未然に防ぐ体制の整備
- ・認知症への理解促進と地域での対応力の向上

- ・地域包括ケア体制の構築の推進
- ・活動を推進するための地域拠点の整備
- ・妊娠、出産、子育てトータル相談支援の実施
- ・子ども、若者に関する相談支援体制の強化
- ・障害者の相談支援体制の強化

- ・発達に課題がある子どもへの相談支援体制の充実
- ・住宅確保要配慮者に対するきめ細やかな相談支援体制の構築
- ・認知症の人を支える地域の相談支援体制の充実
- ・外国人が安心して暮らすための相談体制の充実
- ・犯罪被害者等への相談支援体制の充実

- ・第三者評価受審の推進
- ・福祉・介護人材の確保、育成、定着の取組の推進
- ・介護サービス基盤の整備
- ・精神障害者の地域移行の推進と体制整備

- ・障害者の地域生活を支える拠点整備
- ・在宅療養の支援に向けた体制の強化
- ・地域での医療提供の充実
- ・感染症対策における関係機関との連携強化

施策1 人権の尊重と権利擁護の推進

現状と課題

○「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。一人ひとりが正しく人権問題を理解し、性的マイノリティ、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。

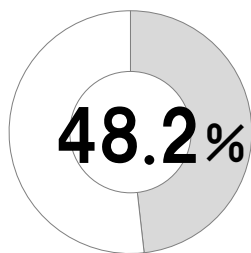
○近年、中野区への虐待相談件数は増加しています。相談支援体制を充実させ、関係機関との連携・協力体制を築きながら、虐待の未然防止、早期発見・迅速な対応につなげていく必要があります。

○高齢者、障害者、子ども、判断能力が十分でない人々も、本人の意思が尊重され、権利が守られる地域社会を築いていくことが求められます。

○区の外国人人口は20,000人を超え、今後も増加する見込みです。国籍や民族などの異なる人々が、お互いの違いを認め合いながら対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくため、多文化共生施策の一層の充実が求められます。

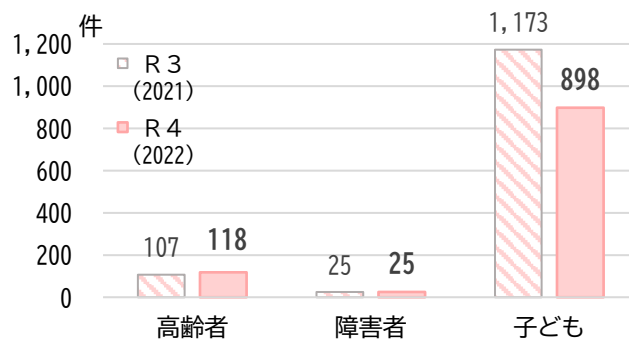
現状データ

多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合



出典：中野区区民意識・実態調査

虐待の届出件数



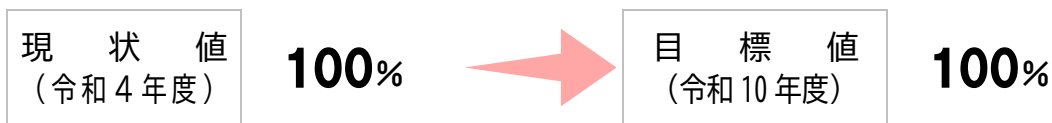
出典：中野区資料

成果指標

(1) 国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合【出典：中野区区民意識・実態調査】



(2) 虐待の通報・届出に対応できた割合【出典：中野区資料】



目指すべき姿

区民の人権や財産が守られ、自分らしく暮らすことができる社会が実現しています。

主な取組

多様性を認め合う気運の醸成

企画課

区民等が国籍、人種、民族や文化、年齢や世代、障害、性別、性自認その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる地域社会の実現に向けた取組を進めていきます。

性的マイノリティに関する理解の促進

企画課

区民や事業所に対し、多様な性に関する理解促進を図るため、パートナーシップ宣誓制度及び区民向け講座を実施します。

また、世代を問わず、理解促進を図るため、高齢層に向けたアプローチについて検討します。

職員向け人権研修の実施

企画課

同和問題、性的マイノリティへの差別等、様々な人権課題について、職員向けの研修を実施します。

相談環境の充実

企画課

性的マイノリティ専門相談窓口の普及啓発を強化するとともに、SNSを利用するなど、相談しやすい環境の整備を検討します。

高齢者・障害者の虐待防止施策の充実

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター

- (1) 精神科医、弁護士等の専門職や関係機関と連携を深め、虐待防止研修の実施及び各種研修への参加促進等により、虐待対応に関わる職員のスキルアップを図ります。
- (2) 高齢者及び障害者の虐待対応を迅速かつ適切に行うため、虐待対応マニュアルの共有化を図るとともに、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化します。
- (3) 高齢者虐待の防止に関するリーフレットやセルフチェックリスト等の作成・配布により、地域における高齢者の人権を擁護するための気運を醸成します。
高齢者虐待の未然防止や早期発見につなげるため、日頃から高齢者と関わりを持っている民生委員との連携について検討します。

子どもの虐待防止施策の充実

子ども・若者相談課、児童福祉課、すこやか福祉センター

- (1) 家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を行います。
- (2) 児童相談所、すこやか福祉センター、学校、児童館、保育園、幼稚園など要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止や早期発見を図るとともに、迅速で適切な対応を行います。

高齢者・障害者の権利に関する施策の充実

福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター

- (1) 判断能力が十分でない区民の権利を擁護するため、権利擁護サービスや成年後見制度を必要とする人の発見・相談対応、適切な後見人等候補者の選任支援、後見人等の支援、サービスや制度の普及啓発を総合的に推進します。
- (2) 多様な障害の特性や合理的配慮についての理解促進を目的とした、区民向け講演会や意見交換会等を実施し、障害者に対する差別の解消を図ります。

子どもの権利に関する施策の充実

子ども教育・政策課

- (1) 子どもの育ちを地域全体で支えるとともに、すべての人が子どもの権利を理解し、それぞれの生活・活動の中に子どもの権利の視点が入り入れられている状態を目指し、子どもの権利に関する条例に基づく取組を推進します。
- (2) 子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。
運営にあたり、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行い、子どもが相談しやすい相談手法について検討します。

多文化共生社会の推進

文化振興・多文化共生推進課、各窓口所管課

- (1) 多文化共生意識の醸成を図るため、異文化に触れる交流イベントを積極的に開催するなど、外国人の文化や生活習慣への理解を深める機会を充実します。
また、外国人が地域の一員として地域社会に参画しやすい環境を整備します。
さらに、NPO法人等の外国人支援団体と連携しながら外国人のニーズ把握に努め、それらを踏まえた取組を検討します。
- (2) 外国人が、言語や習慣の違いにとらわれず不自由なく生活できるよう、行政手続や窓口等における多言語化を推進します。

また、外国人とコミュニケーションを取る際に有効であるやさしい日本語の活用及び普及啓発を図るなど、地域においても日本語学習の機会を充実させ、言語によるコミュニケーションの円滑化に向けた環境を整備します。

(3) 多文化共生の取組を一体的に進めていくために、庁内との連携を強化するとともに、中野区国際交流協会がより効果的に多文化共生事業を実施できるよう支援します。

また、町会・自治会や区内大学などの関係団体と情報共有や連携事業の検討を進めます。

施策2 暮らしやすい生活環境の整備

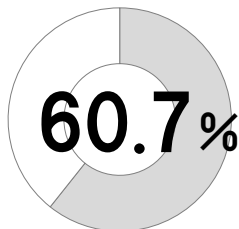
現状と課題

○中野区では、すべての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、平成30年に中野区ユニバーサルデザイン推進条例、令和元年に中野区ユニバーサルデザイン推進計画を策定しました。令和6年3月には中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）を策定予定であり、取組を進めています。ユニバーサルデザインの理解と実践が進んだまちの実現に向け、効果的な施策を実施、推進する必要があります。

○地震や台風、局部的集中豪雨など大規模自然災害の発生するリスクが高まる中、地域においては災害に強い体制づくりが求められています。人命の保護を最大限に図るため、自力で避難することが困難な方の避難支援の充実を図るなど、実効性を高めていく必要があります。

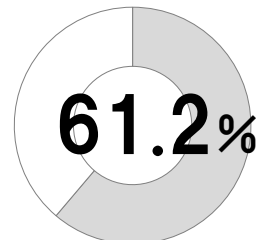
現状データ

ユニバーサルデザインの認知度



出典：中野区区民意識・実態調査

区内移動の快適性に関する満足度



出典：中野区区民意識・実態調査

成果指標

(1) ユニバーサルデザインの認知度【出典：中野区区民意識・実態調査】



(2) 区内移動の快適性に関する満足度【出典：中野区区民意識・実態調査】



目指すべき姿

ユニバーサルデザインの理解が進み、安全・安心に生活できるまちづくりが進んでいます。

主な取組

ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善 企画課

ユニバーサルデザインの考え方を地域に根付かせていくために、区民等に対する普及啓発イベント、ユニバーサルデザインサポーター養成事業等や区職員への研修などによって意識の醸成を図るとともに、ユニバーサルデザイン視点での施策の段階的・継続的な改善を図ります。

バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

都市計画課、中野駅周辺まちづくり課、交通政策課、道路建設課、障害福祉課、福祉推進課

- (1) 中野区バリアフリー基本構想の「重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針」に基づき、障害者や高齢者をはじめ、すべての人が使いやすいよう配慮された施設を誘導します。
- (2) 中野駅周辺では、まちの利便性・回遊性の向上、交通結節点としての機能強化を図るため、各地区の開発と連携した駅前広場や歩行者デッキ、滞留空間の整備により、安全で快適な歩行者優先・公共交通指向のまちづくりを進めます。
- (3) 区内の公共交通ネットワーク形成の検討により、誰もが区内を円滑に移動できるよう環境整備を進めます。また、公共交通による移動が困難な方への支援を実施します。景観にも配慮した歩行空間の創出を目的として、歩車道の段差解消、歩道の勾配緩和等のバリアフリー化を推進します。

避難行動要支援者への避難支援

地域活動推進課、すこやか福祉センター、防災危機管理課

「災害時個別避難支援計画書」の必要性や活用などについて広く周知し、計画書の作成を促進するとともに、発災時を想定した「災害時避難行動要支援者名簿」と「災害時個別避難支援計画書」を活用した訓練や検証、要支援者の安否確認等を行う協定事業者との連携強化などにより、迅速で的確に安否確認、救援活動が行える体制を整えます。

さらに、関係団体、関係機関と調整し、支援者のいない要支援者への支援を目指します。

施策3 健康的な生活習慣の定着

現状と課題

○区民が生涯を通じ、地域において楽しみながら、日常的に運動やスポーツを行う習慣を作ることが、健康寿命の延伸に効果的です。ライフスタイルに応じ、区民一人ひとりに様々なきっかけを提供していくとともに、年齢や性別、障害の有無に関わらず、スポーツ・健康づくり活動に参加できるよう支援することが重要です。

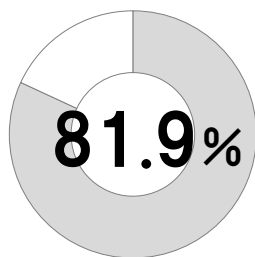
○子どもから高齢者までライフステージに合わせた食育を広げるため、乳幼児親子や学齢期の子どもと保護者に対する食習慣等についての意識啓発や、暮らしの中で自然と健康的な食生活を送りやすい環境づくりを推進する必要があります。また、区民がいくつになっても健康で質の高い生活を送ることができるよう、歯と口からの健康づくりに取り組む必要があります。

○高齢期における健康状態は、長年にわたる生活習慣の積み重ねによって形成されるため、日頃から介護予防や健康づくりに取り組む必要があります。望ましい生活習慣の定着に向け、ライフステージに応じた意識の啓発と主体的な取組を促していく必要があります。

○令和4年度のスポーツ庁・文化庁の検討会議の提言を受け、全国で部活動を地域移行していく検討が進められています。区においても部活動地域移行検討委員会を設置し、地域移行について検討を進めています。令和7年度末の部活動の地域移行の拡大に向けた取組が求められます。

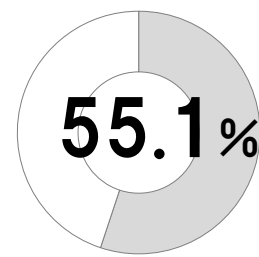
現状データ

自身の健康状態を「よい」と思う区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

食べ物や食生活に関して栄養バランスや規則正しい食生活を心がけている人の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

(1) 自身の健康状態を「よい」と思う区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



(2) 食べ物や食生活に関して栄養バランスや規則正しい食生活を心がけている人の割合
【出典：健康福祉に関する意識調査】



目指すべき姿

ライフステージに合わせた健康づくりに取り組みながら、区民がいきいきとした生活を送っています。

主な取組

誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり スポーツ振興課

- (1) スポーツ施設の利用促進や民間活力の活用などを図りながら、スポーツ活動の場の確保・充実に取り組みます。
- (2) 年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、区民が日常的に運動や健康づくりに取り組むことができるコミュニティの形成を推進していきます。
- (3) 区民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ公認クラブを目指すため、クラブの育成や支援に取り組み、活動の活性化や発展に取り組みます。
- (4) 区民のスポーツへの興味や関心を高めるため、トップアスリートや企業・大学等との連携により、スポーツの魅力を伝える取組を推進します。

食育の推進

保健企画課、保健予防課、
すこやか福祉センター

- (1) 子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣、歯と口腔のケア等の普及啓発を進めていきます。
- (2) 区内飲食店等と連携し、健康的な食事内容の推奨など、暮らしの中で自然に健康的な食生活を送ることができる環境づくりを推進します。

介護予防の充実と普及啓発の強化

介護・高齢者支援課

高齢による虚弱化を早期に発見するため、高齢者が自身の身体状態を客観的に把握できる機会を提供し、専門職による運動習慣につながる助言を行います。
また、本人だけでなく家族や地域の関係者など幅広い層への普及啓発を強化します。

地域における介護予防の取組の推進

介護・高齢者支援課、
すこやか福祉センター

高齢者会館を健康づくりや介護予防事業の拠点施設に位置づけ、身近な地域での介護予防の取組を推進します。

また、地域の自主活動団体等に対し、運動や生活機能改善に向けたアドバイスや技術的支援を行うなど、区民による主体的な介護予防の取組を促進します。

健康づくり施策の推進

保健企画課、保健予防課、すこやか福祉センター、スポーツ振興課、福祉推進課

- (1) 「健幸（個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと）」をまちづくりの基本に据えた、新しい都市モデル「Smart Wellness City」の理念を踏まえ、産官学の連携を図りながら、健康づくり施策を推進するための具体的な方策について検討します。
- (2) 栄養・運動・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の定着に向けて、ライフステージに応じた健康づくり施策や長期の座位時間の削減等、健康意識の啓発を進めます。
- (3) 心の悩みのある区民に対する相談支援と、メンタルヘルスへの正しい知識を広げる心の健康づくりの取組を推進します。

学校部活動における地域人材の活用

指導室、スポーツ振興課

地域の多様な人材を活用しながら、学校教育の一環としての部活動の地域移行の推進について検討し、実現を目指します。

施策4 交流の場や機会の充実

現状と課題

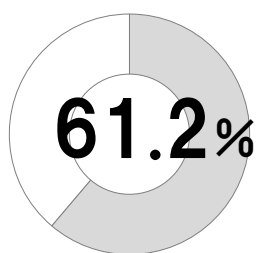
○近所とのつきあいがほとんどない人の割合は増加傾向にあります。人とのつながりや社会との関わりが希薄になっている人、認知症の人、その家族の人等の孤立を防ぐために、居場所づくりや同じ悩みを抱えた人同士の交流の機会が必要になっています。

○児童虐待、不登校、いじめ、自殺など子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境は大きく変化しています。それに伴い、家庭や学校以外の多様な居場所づくりの必要性が一層高まっています。子どもの成長段階やニーズに応じた安全・安心な居場所づくりに取り組む必要があります。

○障害者が地域で自立して生活するためには、就労による経済的な基盤の確立が必要です。令和4年度に実施した「障害福祉サービス意向調査」によると、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）における定期的な就労について、収入があると回答した障害者は57%でした。職場による障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害の特性に応じた勤務形態を地域社会全体で増やす必要があります。

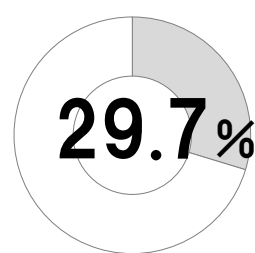
現状データ

人とのつきあいがないと感じる区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

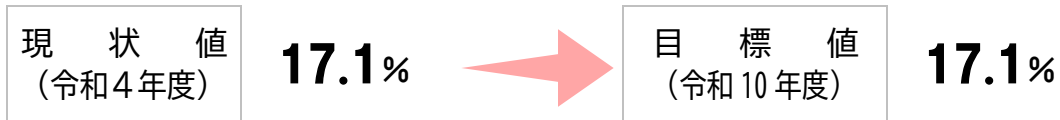
住民同士の交流の場があると感じている区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

(1) 自分は他の人から孤立していると感じている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



(2) 住民同士の交流の場があると感じている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



目指すべき姿

地域における交流の場や就労を通して、人々のつながりが広がっています。

主な取組

身近な地域の人と知り合うきっかけづくり

地域活動推進課

区民公益活動団体支援講座や交流会の実施を通して、地域での人と人とのつながりや交流を広げるための町会・自治会、地域活動団体等による活動を支援します。

高齢者の居場所や活動の場づくりの推進

すこやか福祉センター 介護・高齢者支援課

町会・自治会、中野区社会福祉協議会、中野区シルバー人材センター、地域で活動するボランティア団体等と連携しながら、社会状況の変化に対応した高齢者の居場所や活動の場づくりを進め、健康生きがいつくりや就労等の活動を支援します。

認知症地域拠点の推進

地域包括ケア推進課

認知症の人やその家族・支援者が孤立せず、相談や情報交換ができるよう、オレンジカフェなどの通いの場や身近な地域拠点を推進します。

また、より多くの区民に認知症地域支援事業を理解してもらうため、普及啓発を図ります。

障害者との交流機会の充実

障害福祉課

障害の有無に関わらず区民が交流できるサロン事業等について検討、実施し、交流の場を充実します。

中高生年代向け施設の整備

育成活動推進課

若者の活動・交流の拠点として、中高生年代の意見を聴きながら中高生年代向け施設を整備します。

学童クラブ整備・運営

育成活動推進課

保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

子どもたちの安全・安心な居場所づくり

育成活動推進課、指導室

- (1) 地域の様々な大人が参画し、学校施設や公共施設を活用して、放課後や休日に子どもたちの安全・安心な活動の拠点や居場所を提供します。
- (2) 利便性を考慮し、北部地域におけるフリーステップルームの整備について検討します。

障害者の就労支援

障害福祉課

- (1) 障害者が各々の希望に応じた働き方や働く場を選択でき、安心して障害の特性や心身の状況に合わせて働き続けられるよう、就労支援センターを中心として関係機関との連携を進め、就労及び定着・生活支援を一体的に行います。
さらに、実習受入奨励金といった助成制度について周知するなど、企業等が障害者雇用を促進するための働きかけを強化します。
- (2) 働く意欲がより一層高まるような工賃の向上を目指して、自主生産品の販売促進に向けた取組や、実現性・実効性のある製品開発の工夫について検討します。

施策5 地域における支えあい活動の推進

現状と課題

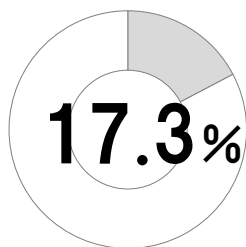
○地域の見守り・支えあい活動や子育て支援活動をはじめとする地域における公益的な活動を行う団体では、活動を担う人材が不足しています。地域において活動を活性化させるためにも、活動意欲のある人が地域で活躍できるよう支援するとともに、地域の様々な活動をつなげる仕組みづくりや団体と地域の多様な人材のマッチングなどを促進する必要があります。

○多岐にわたる区民ニーズに対応するため、公益的な団体の活動は重要性を増しています。活動の促進を図るとともに、団体間の連携の強化が必要です。

○ヤングケアラーは、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもらしく過ごす時間の減少や子どもの権利の侵害など大きな課題となっています。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげることが必要です。

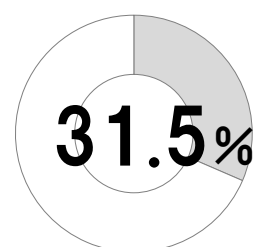
現状データ

見守り・支えあい活動をしている
区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

町会・自治会活動やボランティア活動に参加し
たいと思っている区民の割合



出典：中野区区民意識・実態調査

成果指標

(1) 地域活動を行っている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



(2) 地域課題の解決に取り組む団体の新規立上げ支援数【出典：中野区資料】



目指すべき姿

多世代の人や関係団体が地域活動へ参加し、交流が活発に行われるとともに、地域での見守り・支えあいが充実しています。

主な取組

地域活動の推進

地域活動推進課

地域への関心を高めるため、電子掲示板WEBアプリケーション「ためまっぷなかの」等を活用するなど、暮らしに関する身近な情報や地域における活動・交流の機会などに関する情報を発信します。

見守り・支えあいの推進

地域活動推進課 地域包括ケア推進課

- (1) 世代を問わず誰もが気軽に参加できるイベントや交流会の実施を通して、近隣住民同士の顔の見える関係づくりを広げます。
また、支援を必要とする人と支援する人をつなげる仕組みづくりや見守り・支えあい活動を担う人や団体への支援を進めます。
さらに、若年層や中高年を地域に取り込むためのアプローチについて検討します。
- (2) 区と町会・自治会や民生・児童委員をはじめとする地域の見守り・支えあいを担う団体・機関の連携体制を強化し、見守り・支えあい活動のさらなる活性化を図ります。
さらに、ICT（情報通信技術）を活用した地域における見守りについて引き続き検討し、見守り体制の充実を図ります。
- (3) 「高齢者等の見守りに関する協定」を締結している事業者との情報共有や地域との連携をさらに強化します。
また、協定を締結する事業者を増やすため、積極的に働きかけを行います。

新たな担い手の育成・支援

地域活動推進課 子育て支援課

- (1) 地域活動には、「負担感が強い」、「大変そう」というイメージを抱いている区民も少なくないことから、地域活動への理解を深めてもらうために、区民への広報・啓発活動を強化し、地域活動への意識の醸成を図ります。
- (2) 子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動（ファミリー・サポート事業）を実施します。
さらに、地域の子育て関連団体と担い手のマッチングを促進します。
- (3) 区内での子育て支援に関心がある層への研修体制を関係機関との協働により確立するなど、地域人材の活動の裾野を広げます。
子育て支援に関心が薄い層に対して、子育て支援団体や子育て所管と連携しながら積極的に働きかけ、地域における子育て支援への理解の促進を強化します。

- (4) 区民活動センター運営委員会への支援を通して、地域団体の活動支援や、地域におけるコーディネート機能を強化するとともに、団体間の交流の促進や新たな活動の担い手の育成を図ります。

関係機関との連携

地域活動推進課、地域包括ケア推進課、福祉推進課、育成活動推進課

- (1) 中野区町会連合会と区が締結したパートナーシップ協定に基づき、協働の取組を進めます。
また、町会・自治会の活動への参加の促進や活性化、情報発信力の向上に係る支援等、区民の町会加入を促進する取組を進め、さらなる連携強化を図ります。
- (2) 地域の課題解決に向け、区と町会・自治会、地域活動団体、NPO法人、中野区社会福祉協議会などの関係機関をつなげる連携体制を強化し、新たな地域活動団体の掘り起こしや自立に向けた支援を行います。
- (3) 中野区社会福祉協議会が作成する第4次中野区民地域福祉活動計画（いきいきプラン）と連携を図り、地域福祉の向上に取り組めます。
- (4) 児童館において、子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進め、地域における子育て活動支援の強化を図ります。

ヤングケアラー支援

地域包括ケア推進課、指導室、子ども・若者相談課、児童福祉課、子ども・教育政策課

ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、相談支援体制を強化します。

施策6 多様な課題を抱えた人への支援

現状と課題

○生活保護に至る前の生活困窮者を早急に把握し、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、憲法 25 条の理念に基づき、生活保護を必要としている区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようにすることが重要です。

また、生活に困窮している人の自立に向け、支援体制の充実を図ることが必要です。

○犯罪歴等がある方は就労や住居確保がしにくい状況にあり、生きづらさにもつながっています。犯罪や非行の予防を進めるとともに、生きづらさを抱える人たちが地域で孤立することなく、一人ひとりが抱える複雑な課題に配慮した支援が受けられる環境づくりが求められています。

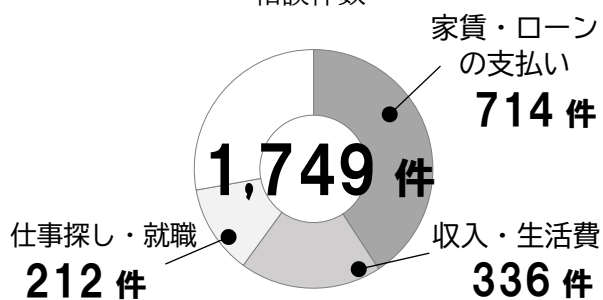
○犯罪被害の形態や犯罪被害者等の属性、犯罪被害者等が直面している困難な状況等も多岐にわたっていることから、犯罪被害者一人ひとりに即した支援が求められています。犯罪被害者が一日も早く回復し、再び平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援が必要であり、関係機関等と連携を図りながら一層強化した取組を図る必要があります。

○中野区における自殺死亡率は令和元年から令和 2 年にかけて 2 倍以上に増加しており、特に 20～30 代と 50 代の女性、40 代の男性の自殺死亡率の増加が目立ちました。区民が、自殺は誰にでも自分にも起こり得る危機という認識を持ち、必要なときに自ら助けを求められることができる環境づくりを進める必要があります。

○令和 7 年には、高齢者の 5 人に 1 人が認知症と推測され、中野区においても約 13,000 人が認知症になると推計しています。また、令和 5 年 6 月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進するため「認知症基本法」が成立しました。認知症にやさしい地域づくりを推進する必要があります。

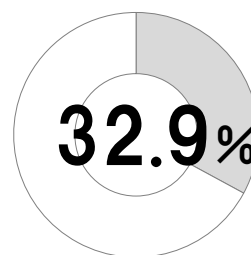
現状データ

令和 4 年度における中野くらしサポートの
相談件数



出典：中野区資料

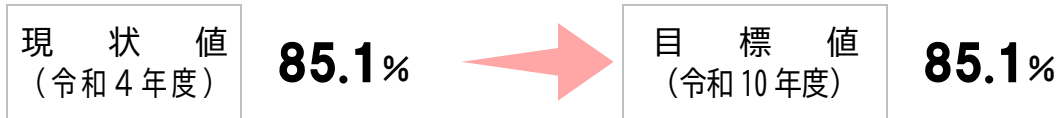
犯罪被害者の相談窓口の認知度



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

(1) 生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労した割合【出典：中野区資料】



(2) 自殺死亡率（10万人対）【出典：中野区資料】



目指すべき姿

様々な課題を抱えた人が、必要な福祉サービスや制度に円滑につながっています。

主な取組

生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進

生活援護課

- (1) 生活保護制度の意義や必要性について、区民に分かりやすく、かつ、正確に届くよう継続的に周知します。
- (2) 一人ひとりの状況に合わせた、生活困窮者自立支援法による支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業）を自立相談支援機関「中野くらしサポート」において、包括的に実施します。
また、生活困窮者に対する切れ目のない支援を行うために、「中野くらしサポート」の機能の充実を図ります。

生活困窮家庭への支援

子育て支援課

- (1) 生活困窮世帯の小学5年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。
なお、対象については小学4年生まで段階的に拡充していきます。
- (2) 子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を食や学びなどの必要な支援につなげる取組を推進します。

再犯防止や更生保護に向けた理解促進と関係機関との連携

地域活動推進課

- (1) 検察庁や矯正施設、保護観察所等刑事司法関係機関等と連携を図りながら、保護司会や更生保護女性会、社会福祉協議会等の地域で見守り・支えあいに取り組む団体等に対して再犯防止や更生保護の取組について課題を共有し、支援を行う体制の構築を推進します。
- (2) 犯罪をした者等の雇用促進の必要性や、雇用の受入体制、受刑者等採用相談窓口について、広く情報提供を行います。
- (3) 社会を明るくする運動や再犯防止推進月間等の取組を通じ、更生保護や再犯防止について区民や関係団体等の理解を深めるための普及啓発を推進します。

犯罪被害者等を支える環境づくり

福祉推進課

- (1) 「中野区犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害に遭い支援を必要とする被害者やその家族が地域で安心して住み続けられるよう、関係団体、関係機関と連携するなど相談支援体制を構築するとともに、必要な経済的支援や日常生活支援等を行います。
- (2) 利便性向上のため、現在実施している電話相談や面談に加え、SNSを活用するといった相談しやすい環境の整備を検討します。
- (3) 区民が犯罪被害者等の置かれる状況などについて理解を深め、支援を必要とする犯罪被害者等が相談窓口につながるよう、講演会等を通じて普及啓発を進めるとともに、より効果的な周知や広報の手法について検討します。

自殺を未然に防ぐ体制の整備

保健予防課

- (1) 「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺対策メール相談事業を通じて自殺に傾く区民を発見し、自殺の中断及び感情の変化を促すとともに、必要な支援につなげるために関係機関との連携を図ります。
- (2) 民生児童委員、町会・自治会、社会福祉協議会等の地域関係者向けにゲートキーパー養成研修を中心とした自殺に関連する研修を実施し、自殺に対しての偏見のない理解、相談対応力向上を目指します。
- (3) ストレスへの対処方法や身近な人のこころの不調や病気に気づき、支援を行う「心のサポーター」を養成するため、区民を対象とした講座を実施します。また、講座終了後は、「心のサポーター」としての活動も支援します。

認知症への理解促進と地域での対応力の向上

地域包括ケア推進課

- (1) 講演会やパネル展示等の実施により、認知症に関する正しい知識及び理解を深める取組を推進します。
- (2) 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、認知症サポーター及び認知症サポートリーダーを養成します。併せて、認知症サポートリーダーの活躍の場の拡充について検討します。
- (3) 小中学生への認知症サポーター養成研修を開催し、児童・生徒の認知症に対する正しい理解の普及啓発を推進します。
- (4) 電気、ガス、水道、新聞など、定期的に自宅を訪問する様々な業種等と連携を図り、地域における見守り体制の強化について検討します。

施策7 包括的な相談支援体制の充実

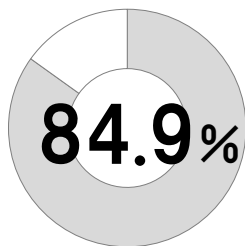
現状と課題

○少子高齢化やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化等、様々な要因により、地域生活課題は複雑化・複合化しています。すべての人に対し、個々の置かれている状況や特性を踏まえ、複雑化・複合化する相談を包括的に受け止める体制を整備する必要があります。

近年、8050問題やダブルケア問題、孤独・孤立、ひきこもりなど制度の狭間にある問題といった、既存の枠組みでは対応しきれない課題がより深刻化しています。必要な支援を受けていない人の実態を早期に把握し、適切な支援につなげていく必要があります

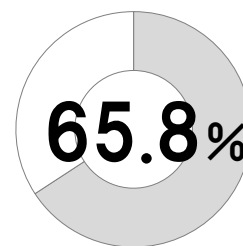
現状データ

アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合



出典：中野区資料

家族や友人、知人以外で何かあったときに相談する相手がいないと回答した区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

(1) アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合【出典：中野区資料】



(2) 家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手、相談機関に「区役所等の公的機関」と回答する区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



目指すべき姿

支援が必要な人に対し、切れ目のない包括的な支援が行われています。

主な取組

地域包括ケア体制の構築の推進

地域包括ケア推進課、地域活動推進課、すこやか福祉センター、生活援護課

区民の複雑かつ複合的な生活課題への支援を充実させるため、総合的な相談機能及び地域におけるコーディネート機能の向上や、アウトリーチチームの対応力及び連携の強化を図るとともに、多職種・多機関協働の伴走型支援を提供します。

また、地域包括ケア体制の充実に向け、産学官連携を推進します。

潜在的な要支援者の発見、孤立の防止に向け、多職種によるアウトリーチ活動を進め、課題の深刻化を未然に防ぎ、本人やその家族を適切な相談支援につなげます。

さらに、相談窓口や居場所などについての情報の継続した発信等、地域や社会からの孤立により、自ら区へアクセスすることが難しい区民に対するアプローチを検討し、推進します。

活動を推進するための地域拠点の整備

地域包括ケア推進課
地域活動推進課

区民の日常生活を支え、引き続き適切な相談支援が提供できるよう、すこやか福祉センター及び地域包括支援センターの担当地域・圏域について、対象人口や担当範囲を踏まえながら再編を進め、より身近な地域で専門的な相談支援ができる体制を整備します。

妊娠、出産、子育てトータル相談支援の実施

すこやか福祉センター

区に妊娠届を提出した全ての妊婦及び支援を必要とする産婦を対象に、保健師等が面接を行いながら個別の支援プランを作成し、関係機関との連携を強化しながら、切れ目のない包括的な産前・産後のサービス提供につなげます。

子ども、若者に関する相談支援体制の強化

子ども・若者相談課
児童福祉課

子ども・若者支援センターを中心として、総合相談から専門性の高い相談まで、様々な相談について関係機関と連携し、状況にあった支援を継続的に行えるよう、相談支援体制を強化します。

障害者の相談支援体制の強化

障害福祉課
すこやか福祉センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援体制の構築に向け、身近な相談拠点であるすこやか福祉センターやすこやか障害者相談支援事業所、その他の相談支援機関との連携を強化するとともに、専門性の高い相談支援などに対応できる体制の充実を図ります。

発達に課題がある子どもへの相談支援体制の充実 障害福祉課 すこやか福祉センター

発達に課題のある子ども及びその保護者に対し、ライフステージに合わせ、継続した相談支援を実施するとともに、すこやか福祉センターと療育センター等の関係機関の連携の強化を図ります。

また、多様な発達の課題に対して支援が行えるよう、療育センターの療育相談等専門的機能を強化します。

住宅確保要配慮者に対するきめ細やかな 相談支援体制の構築 住宅課、地域活動推進課、地域 包括ケア推進課、子育て支援 課、障害福祉課、生活援護課

不動産事業者や居住支援法人等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供なども含め、中野区居住支援協議会を中心とした住まいの相談体制を推進します。

認知症の人を支える地域の相談支援体制の充実 地域包括ケア推進課

認知症検診モデル事業の実施などを通じて、MC I（軽度認知障害）の段階から適切な相談支援が受けられる体制を整備します。

さらに、若年性認知症専門の相談窓口にて相談支援を行うとともに、伴走型支援の提供について検討、実施を目指します。

外国人が安心して暮らすための相談体制の充実 区民サービス課 文化振興・多文化共生推進課

外国人住民が地域で安心して生活を営めるよう、外国人相談窓口の設置を目指し、相談機能の充実を図ります。

犯罪被害者等への相談支援体制の充実 福祉推進課

安定したサービスを提供するために、相談業務に従事する職員を安定的に確保し、犯罪被害者支援団体と連携を図るなど、相談支援体制を強化します。

施策8 適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備

現状と課題

○福祉や介護サービスの利用者が増加している中において、多様化するニーズに対応しながら継続的に質の高いサービスを提供し、区民満足度の向上を図る必要があります。そのためには、サービスを提供する事業所に対する支援や、福祉や介護サービスに携わる人材の確保、育成、定着の取組を早急に進める必要があります。

○高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられる地域社会を実現するためには、介護が必要となった時に、適切なサービスを受けることのできる環境が整備されていることが必要です。そのためには、個々のニーズや地域に不足しているサービスを把握し、施設整備の必要性の検討や在宅サービスの充実、それらを支える人材の確保などといった、総合的な観点から検討を進めることが重要です。

○障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」と定められています。ノーマライゼーションの理念を実現していくために、病院や入所施設からの地域移行の取組を推進することが求められます。

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行うことが求められています。

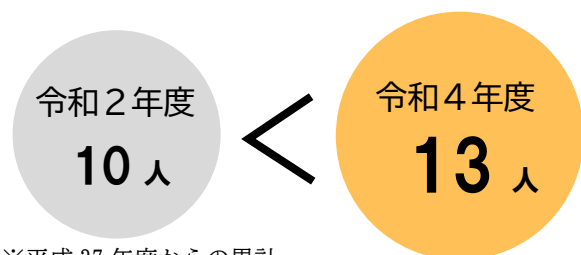
○介護が必要になった場合に、介護を受けたい場所として約63%の人が「自宅」と回答しています。個人の選択のもと、尊厳ある生き方や最期の迎え方を区民が考える気運が高まり、在宅療養することができる環境づくりを進めていく必要があります。

○区民の健やかな生活を支えていくためには、子どもから高齢者まで、誰もが必要なときに、疾病や症状に応じた医療が身近な地域で受けられるよう体制の整備を進めていく必要があります。

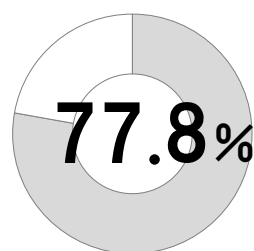
○新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、区民の生命や公衆衛生、医療、社会生活に深刻な影響を与えました。区民の生命や健康の安全を脅かす感染症の拡大防止を図るため、医療機関等と連携を広げ、リスクコミュニケーションを推進することが重要です。

現状データ

入所施設から地域移行した障害者数



地域での救急医療体制が整っていると思う区民の割合



成果指標

介護や病気で療養が必要になっても、医療、介護サービスや地域の見守り等の環境が整っていると思う区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



目指すべき姿

地域における適切な福祉サービスや医療体制が整い、区民のすこやかな生活を支えています。

主な取組

第三者評価受審の推進

障害福祉課
介護・高齢者支援課

福祉サービスの改善や水準の向上を図り、区民によるサービス選択に資するため、障害福祉サービス事業所（日中活動系サービス、短期入所）、障害児通所支援事業所及び介護サービス事業所に対して第三者評価の受審費補助を行い、受審の促進を図ります。

福祉・介護人材の確保、育成、定着の取組の推進

障害福祉課
介護・高齢者支援課

- (1) 関係機関との連携によるイベント等を通じたやりがいや魅力の発信等により、人材の確保・定着を促します。
- (2) サービスの質の向上を図るため、現場の職員のニーズを把握しながら、研修費用や資格試験の受験費用を助成するなど、スキルアップにつながる取組を実施します。
- (3) 障害者自立支援協議会の事業者連絡会において、事業者間の連携や情報交換、研修を継続して推進します。

介護サービス基盤の整備

介護・高齢者支援課

高齢者の安定的な暮らしを継続するために、地域に不足しているサービスを把握しながら、施設整備と在宅サービスの充実を一体的に検討します。

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を検討するにあたり、現在の需要数や地域のバランス等の把握だけでなく、将来的な需要や既存施設のあり方も含めて検討します。

精神障害者の地域移行の推進と体制整備

障害福祉課

精神科病院等の医療機関への訪問活動を継続的に実施し、長期入院患者の実態把握とニーズの掘り起こしを行いながら、積極的に障害福祉サービスの利用に結びつけるための支援に取り組みます。

また、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、課題の検討、情報共有を行います。

さらに、退院後の受け皿として、共同生活援助の利用が見込まれる者の数を勘案し、生活基盤の整備を進めます。

障害者の地域生活を支える拠点整備

障害福祉課

- (1) 江古田三丁目の区有地を活用して、令和9年度に身体障害者及び知的障害者を対象とした地域生活支援拠点を整備します。
身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれの専門性による役割分担や、障害者相談支援事業所との連携等、拠点が有機的に機能するための仕組みを構築します。
- (2) 基幹相談支援センターや地域の相談支援機関を中心に、関係機関等と連携やサービス調整ができる体制を整備し、入所施設等からの地域移行・地域定着に向けた、機能や連携を強化します。

在宅療養の支援に向けた体制の強化

地域包括ケア推進課 障害福祉課

- (1) 退院後等在宅での療養が必要となった場合に、早期に必要なサービスが提供されるよう、在宅療養コーディネーター（在宅療養相談窓口）や地域包括支援センターが区民からの在宅療養の相談の受付や関係機関との調整を行い、在宅療養生活を支援します。
また、本人の望む生活を支える仕組みづくりを進めるために、ACP（アドバンスケアプランニング）の考え方の普及を図ります。
- (2) 重度障害者等が在宅生活を継続できるよう、在宅療養体制を充実します。

地域での医療提供の充実

保健企画課

地域の診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進し、医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、区民が必要なときに、疾病や症状に応じて身近な地域で、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

感染症対策における関係機関との連携強化

保健企画課、保健予防課

医療関係団体、関係機関、地域の専門家と連携し、院内感染（医療関連感染）等の防止と感染症対策に係る資質向上を図るため、地域感染症対策ネットワークを構築し、情報共有等の機会を充実します。

第4章

中野区成年後見制度利用促進計画

1 計画改定の背景・目的

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他精神上の障害などのため判断能力が十分でなくても、本人の意思決定を尊重しながらその判断能力を補う援助者がいることにより、安心して生活をするための重要な手段として、従来の禁治産制度に代わり平成12年(2000年)につくられました。

中野区では、平成20年(2008年)10月に中野区成年後見支援センター(運営は中野区社会福祉協議会に委託)を開設し、成年後見制度の利用相談や後見人等になった人の支援、制度の普及啓発などを行ってきました。

しかし、制度が必要な人に十分利用されているとは言い難い状況から、国は平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、この法律に基づき平成29年(2017年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

それに基づき中野区では、成年後見制度を中心とした権利擁護支援を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年(2021年)10月に「中野区成年後見制度利用促進計画」(以下「計画」といいます。)を策定しました。

令和4年(2022年)4月には中野区成年後見支援センターと中野区による成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置し、また、専門職及び関係団体等で成年後見制度の地域課題について情報共有や協議を行う中野区成年後見制度連携推進協議会を設置するなど、計画に沿って権利擁護支援の体制を整え様々な施策に取り組んできました。

ひとり暮らしの高齢者や権利擁護支援以外にも複雑な課題を抱えている世帯がさらに増加する中、令和4年(2022年)3月には国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されたことも踏まえ、計画の進捗状況等から見えてきた課題に対して、さらに強化して取り組むべき事項を加えるなど、計画を改定することといたしました。

2 成年後見制度とは

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

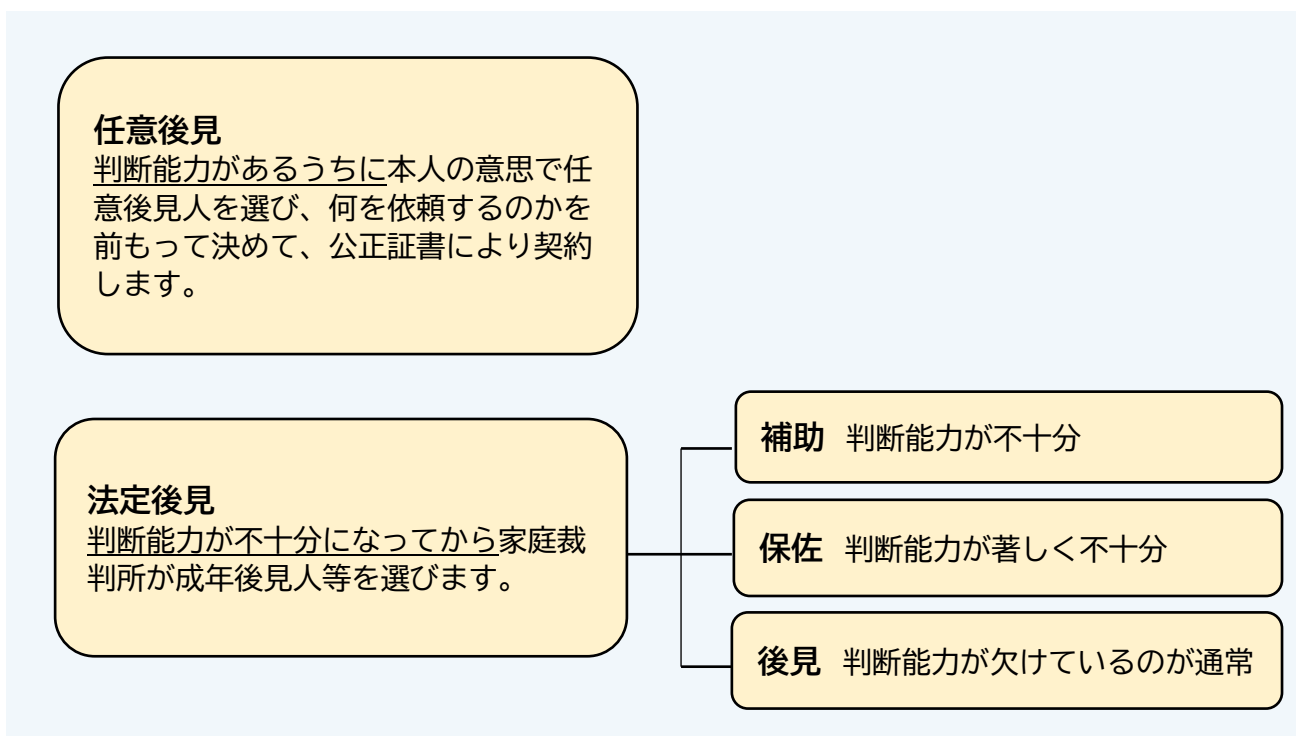
また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行い、安心して暮らせるように地域全体で支えていく。それが成年後見制度です。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には、判断能力が十分あるうちに本人が任意後見人を決める「任意後見制度」と判断能力が不十分になってから成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」があります。また、法定後見制度には本人の判断能力に応じて3種類の類型があります。

成年後見制度の種類



(3) 任意後見契約をしている本人の判断能力が低下した場合は

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行います。家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

(4) 法定後見の補助、保佐、後見の申し立てをできる人は

本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他、親族等に申し立てを行うことができる人がいない場合などには、区市町村長が申し立てることができます。

(5) 成年後見人等に選ばれるのは

成年後見人等には、親族が選任される場合もありますが、財産管理など複雑な事情がある場合や担う親族がいない場合には、専門的な知識を持っている弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選任されることもあります。そうした候補者の中から本人にとって最も適任だと思われる人を家庭裁判所が選任します。

また、社会貢献意欲が高い方で、区市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識を得た市民後見人(社会貢献型後見人)が選ばれることもあります。



目標

区民一人ひとりの意思決定が尊重され
安心して自分らしく歩める社会

私たちが自分らしく生活するためには、自らの意思決定が大切であり、判断能力が十分でなくなったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、本人の意思に沿った支援を行うことが重要です。

そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携し本計画を進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会を目指します。

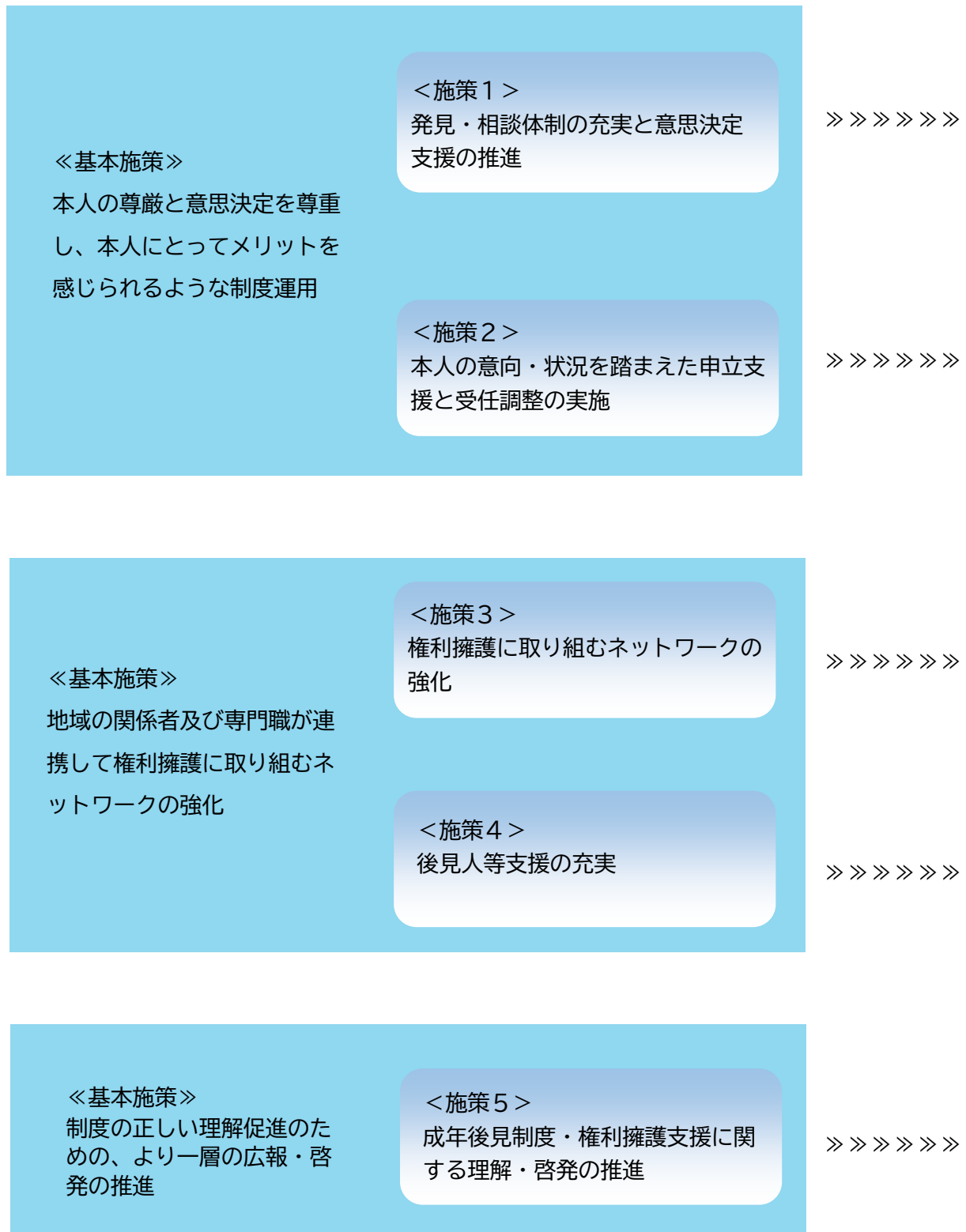
基本施策 目標を達成するための基本施策として以下の3つを掲げます。

本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用

地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの強化

制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発の推進

4 施策体系



主 な 取 組

» » » » » »

- 支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携
- 認知症サポーターとの連携
- 区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有
- 本人の意思決定を大切にする相談体制の充実
- 各種意思決定ガイドライン等を活用した支援の推進
- 多機関が参加する事例勉強会の実施

» » » » » »

- 専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施
- 申立書の作成支援
- 申立経費助成
- 区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整
- 後見人等候補者の事前面談の実施

» » » » » »

- 権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化
- 後見人を含めたチームの編成支援
- 支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】
- 認知症サポーターとの連携【再掲】
- 多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】

» » » » » »

- 親族後見人・市民後見人（社会貢献型後見人）向け学習会等の実施
- 後見人、支援者等からの相談対応と支援
- 後見人等報酬助成
- 市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用
- 法人後見実施団体に対する支援

» » » » » »

- 成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発
- 知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発
- 支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施
- 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進

施策1 発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進

現状と課題

○中野区は一人暮らしの高齢者の割合が高く、認知症等で判断能力が不十分になってきても相談をしたり変化に気付く親族等がいない高齢者が多いと考えられます。また80代の親が50代の子どもを経済的に支え、地域社会から孤立しがちになるいわゆる「8050問題」などの課題もあり、日常生活で関わりを持つ周りの人が異変に気付いて相談をするなど、発見から支援へのつながりが早い段階で適切に行われることが重要です。また、必要な時に相談がしやすいよう、相談窓口を分かりやすく周知することが大切です。

○成年後見制度の利用や権利擁護支援は、本人の望む生活が実現できるような支援であることが重要です。認知症や障害などのため判断能力や意思表示をする力が十分ではなくても、日常生活や社会生活等において本人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、様々な場面で適切な意思決定支援を行う必要があります。

成果指標

(1) 新規相談件数

(設定理由：成年後見制度等の利用の検討をしている人数を表すため)



(2) 上記新規相談件数のうち関係機関からの相談件数の割合

(設定理由：関係機関の発見・つながりの連携力を表すため)



目指すべき状態

権利擁護の支援が必要な人が早期に発見され、速やかに必要な支援に結びつき、本人の意思決定を尊重した権利擁護が図られています。

主な取組

支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携

福祉推進課、障害福祉課
地域活動推進課
成年後見支援センター

区民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター、高齢者等の見守りに関する協定締結事業者などによる、相談窓口へのつなぎやゆるやかな見守りなどを推進します。

認知症サポーターとの連携

福祉推進課
地域包括ケア推進課
成年後見支援センター

支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーターとの連携を図ります。

区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

- (1) 成年後見制度や権利擁護支援の窓口を区民や関係機関にわかりやすく周知することにより、どの窓口で受け付けた相談でも適切な部署に確実につなげられるようにします。
- (2) 成年後見等支援検討会議で検討したケースの情報は、個人情報保護を適正に行いながら中核機関と共有し、権利擁護支援の進行管理を適切に実施します。

本人の意思決定を大切にす相談体制の充実

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

本人の意思決定を尊重するため、本人に対しての制度説明や案内等を丁寧に行うとともに、本人の意思又は本人をよく知る親族や支援関係者等の協力も得ながら推定した本人の意思を確認し、それを尊重して、支援の必要性や支援内容を検討します。

各種意思決定ガイドライン等を活用した支援の推進

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

認知症や障害のため判断能力が十分ではない方で上手く意思表示ができない場合でも、本人の能力を活かした意思決定の支援をするため、東京都が実施する研修に積極的に参加したり、各種意思決定支援に係るガイドライン等を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。

多機関が参加する事例勉強会の実施

福祉推進課
成年後見支援センター

関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。

施策2 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

現状と課題

○権利擁護支援を検討するケースは、複雑な問題が絡んでいることや法的な課題があることも多く、本人の意向も踏まえた適切な支援方針を検討するために、専門職と連携を図っていく必要があります。

○成年後見制度の利用は手続きが難しい、制度がわかりにくいとためらう人も多いため、利用しやすくなるような支援が必要です。

○身寄りがない方や親族がいても高齢のため手続きができないなど、成年後見制度の申立人になる親族がない場合も多いため、区長が申立人となる区長申立てをより迅速かつ円滑に行う体制を整えることが重要です。

成果指標

後見人等候補者と本人や親族等が事前に面談を行った割合※

(設定理由：本人や親族等が納得した上で後見人等候補者を選任することで、制度利用の満足度が上がると考えられるため)



※区長申立てや中野区成年後見支援センターが後見人等候補者紹介に関わる事案のうち、後見人等候補者を決定する前に本人や親族等と事前に面談を行った割合

目指すべき状態

成年後見制度を利用する際の申立て手続が支援により円滑に行われ、本人の意向や状況を踏まえた適切な後見人等候補者が選任されています。

主な取組

専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施

福祉推進課
成年後見支援センター

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、中野区成年後見支援センター職員、区職員、本人の関係者等が、本人の状況や意思を踏まえて、専門的・多角的に権利擁護の支援方針の検討や適切な後見人等候補者の調整を行う会議を実施します。

申立書の作成支援

福祉推進課
成年後見支援センター

成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、本人又は親族申立ての手続が行いやすい環境を整備します。

申立経費助成

福祉推進課
成年後見支援センター

「成年後見制度申立経費助成」を広く周知し、経済的な困難で申立てをすることができないことのないよう、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。

区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター

- (1) 成年後見制度を利用する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。
- (2) 区長申立てについての各部署の役割分担を明確にするとともに、マニュアルを常に最新の状態に更新するなど、実施体制についても整備します。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等の利用者のうち、認知症や障害等で判断能力が低下してきた方に対し、本人の状況を見極め、成年後見制度の利用を含めた適切な支援への移行がなされるよう調整します。

後見人等候補者の事前面談の実施

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

成年後見制度の利用が円滑に進むよう、本人と後見人等候補者が、申立て前に面談して相性等を確認します。

施策3 権利擁護に取り組むネットワークの強化

現状と課題

○区民が安心して自らの望む暮らしを続けるためには、支援が必要な人の発見、支援へのつなぎ、適切な支援の検討など、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者の連携が図られていることが重要です。こうした地域において権利擁護を推進するために関係者が連携するネットワークを強化する必要があります。

○本人が地域の中で安心して暮らすために、日頃から接する機会の多い身近な地域の関係者からゆるやかに見守られ、必要なときには関係機関等へ円滑につながる必要があります。

成果指標

チーム編成を支援した割合
(設定理由：本人の見守り、支援を行う重要な要素であるため。)



目指すべき状態

○中核機関を中心に関係機関、関係団体、専門職、事業所等が連携・協力しながら権利擁護支援に取り組んでいます。

○本人が適切な権利擁護支援を受けながら、地域のゆるやかな見守りの中で、安心して暮らすことができます。

主な取組

権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化

福祉推進課、障害福祉課
地域包括ケア推進課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

(1) 権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重し身上保護

を重視した支援を行っていくため、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者などによる協力・連携を進めます。

(2) 中核機関は、地域連携ネットワークが円滑に機能するためのコーディネートや個々のケースの支援の進行管理等を行います。

(3) 関係機関・団体、専門職、事業所の委員からなる成年後見制度連携推進協議会を定期的に開催し、成年後見制度の利用促進にかかる地域課題や相互の連携について、協議します。

(4) 地域包括ケアの推進を目指し、区、区民、関係機関、関係団体が連携する地域ケア会議を開催し、権利擁護を含めた地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくとともに、複雑化・複合化した個別課題については、地域ケア個別会議を開催して、解決策を検討します。

後見人を含めたチームの編成支援

成年後見支援センター

成年後見人等選任後の本人、成年後見人等、支援者、親族等がチームとなって見守りや支援を継続していくため、互いのチームとしての認識、情報共有や連携について確認する機会を設けます。

支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】

福祉推進課、障害福祉課
地域活動推進課
成年後見支援センター

区民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター、高齢者等の見守りに関する協定締結事業者などによる、相談窓口へのつなぎやゆるやかな見守りなどを推進します。

認知症サポーターとの連携【再掲】

福祉推進課
地域包括ケア推進課
成年後見支援センター

支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーターとの連携を図ります。

多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】

福祉推進課
成年後見支援センター

関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。

施策4 後見人等支援の充実

現状と課題

○親族後見人や市民後見人（社会貢献型後見人）が後見人等の受任後も安心して後見業務が行えるよう、個別相談を受け付けたり学習の機会を設けるなどのバックアップが必要です。

○超高齢社会がさらに進み成年後見制度の利用対象が増えることが見込まれる中、親族や弁護士などの専門職だけでなく、地域の身近な支援者である市民後見人（社会貢献型後見人）や法人後見団体などの担い手を育成する必要があります。

○意欲を持った市民後見人（社会貢献型後見人）が活躍できるよう、受任の方法や活躍の場の提供などを検討する必要があります。

○経済的な理由で成年後見制度を使えないことがないよう、利用しやすい支援が必要です。

成果指標

後見人等を対象とした学習会、相談会等の実施回数
（設定理由：後見人等の学習、相談の機会の確保を表すため）

現 状 値
（令和4年度）

2回

目指す方向



目指すべき状態

○本人の意思や状況に応じた多様な主体から後見人等が選任され、後見活動等を円滑に行っています。

主な取組

親族後見人・市民後見人(社会貢献型後見人)向け学習会等の実施

成年後見支援センター

親族後見人や市民後見人(社会貢献型後見人)を対象に、後見活動や報告書の作成についての学習会、相談会等を実施します。

後見人、支援者等からの相談対応と支援

成年後見支援センター

- (1) 後見人等が後見活動をする中で判断に迷う場合やトラブルがあった場合などに、相談を受け助言をするなど支援を行います。
- (2) 後見人等からの相談で、複雑な課題などがあり専門的・多角的判断が必要な場合は、成年後見等支援検討会議につながります。また、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡します。

後見人等報酬助成

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

経済的に後見人等の報酬費用を負担することが難しい方に対して助成を行う「成年後見人等報酬費用助成」を広く周知し、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。

市民後見人(社会貢献型後見人)の育成・活用

成年後見支援センター
福祉推進課

- (1) 本人と近い地域に住む方が、地域の支えあいという視点を持ちながら後見活動を行うことができる市民後見人(社会貢献型後見人)を育成し、後見人等の担い手として積極的に活躍の場をつくっていきます。
- (2) 市民後見人の活躍の場を増やすために、専門職後見人との複数後見や、専門職後見人から後見等を引き継ぐリレー受任などの検討を行います。

(3) 後見活動に限らず、普及啓発の場面など、市民後見人の活動の経験を活かした活躍支援を行います。

法人後見実施団体に対する支援

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

被後見人が若い障害者であるなど後見活動が比較的長い期間見込まれる案件や、複数の課題を抱える案件などにも対応できる法人後見を推進するため、法人後見を実施する団体を支援します。

施策5 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

現状と課題

○「健康福祉に関する意識調査」では、「成年後見制度という言葉やしくみを知っている人」の割合は令和2年(2020年)には区民全体の34.7%でしたが、令和4年(2022年)には29.4%に低下しました。判断能力が低下し権利擁護支援が必要になったときに本人や家族がよりよい選択ができるよう、また判断能力が低下する前に自分らしい生活を送る準備ができるよう、成年後見制度や権利擁護支援について正しい理解を広げるために普及啓発を行う必要があります。

また、より多くの区民に制度の理解を深めてもらうため、普及啓発の方法について工夫をする必要があります。

○適切な権利擁護支援を行うために、関係者や区職員等も権利擁護支援サービス等について学ぶ必要があります。

成果指標

「成年後見制度」という言葉やしくみを知っている人の割合
(設定理由：成年後見制度の認知度を計る指標であるため)

現 状 値
(令和4年度)

29.4%



目 標 値
(令和10年度)

45%

目指すべき状態

○区民一人ひとりが成年後見制度を十分に理解するとともに、権利擁護支援について知ることによって、自分や家族の判断能力が不十分になった場合でも、制度を利用して自分らしい生活ができています。

主な取組

成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発

福祉推進課
成年後見支援センター

(1) 判断能力が十分ではなくなってきたときの自分の暮らし方について事前に考えていただくきっかけとして、エンディングノート等を活用したり、区民の会合等へ出向いて

説明するなど、権利擁護について考える機会を作り成年後見制度や権利擁護支援サービス等の普及啓発を図ります。

(2) 必要なサービスを必要なときに適切に利用できるようにするために、判断能力があるうちから準備しておくことが重要なので、任意後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及啓発を実施します。

(3) 成年後見制度や権利擁護サービスの普及啓発について効果的な方法の工夫を検討します。

(4) 成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。

知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発

障害福祉課
すこやか福祉センター

(1) 知的障害や精神障害のため本人の判断能力に不安がある家族に対して、将来の生活やいわゆる「親亡き後問題」について、様々な視点から考えられるようなきっかけとなる普及啓発を実施します。

(2) 成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。

支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施

福祉推進課
成年後見支援センター

(1) 権利擁護支援に関わる地域の支援者や専門職の方に、区の取組や実施している権利擁護サービスについて周知を図るための研修会を実施します。

(2) 後見人等の後見業務が円滑に進むよう、成年後見制度の利用促進担当部署以外の行政内部への研修を実施します。

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の学習会を行うなど、医療機関や施設、福祉及び介護関係者等と後見人等の職務や権利擁護支援について、共通理解に基づく連携を促進します。